

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成24年6月29日提出
【計算期間】 ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）
第17特定期間
（自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日）
ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）
第7計算期間
（自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日）
【ファンド名】 ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）
ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）
【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】 長谷川 英男
【連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】 03-5695-2111
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、外貨建公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

1. ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般 高格付債））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

2. ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般 高格付債））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「債券 一般」…公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「高格付債」…目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)について2兆円、ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）について5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1

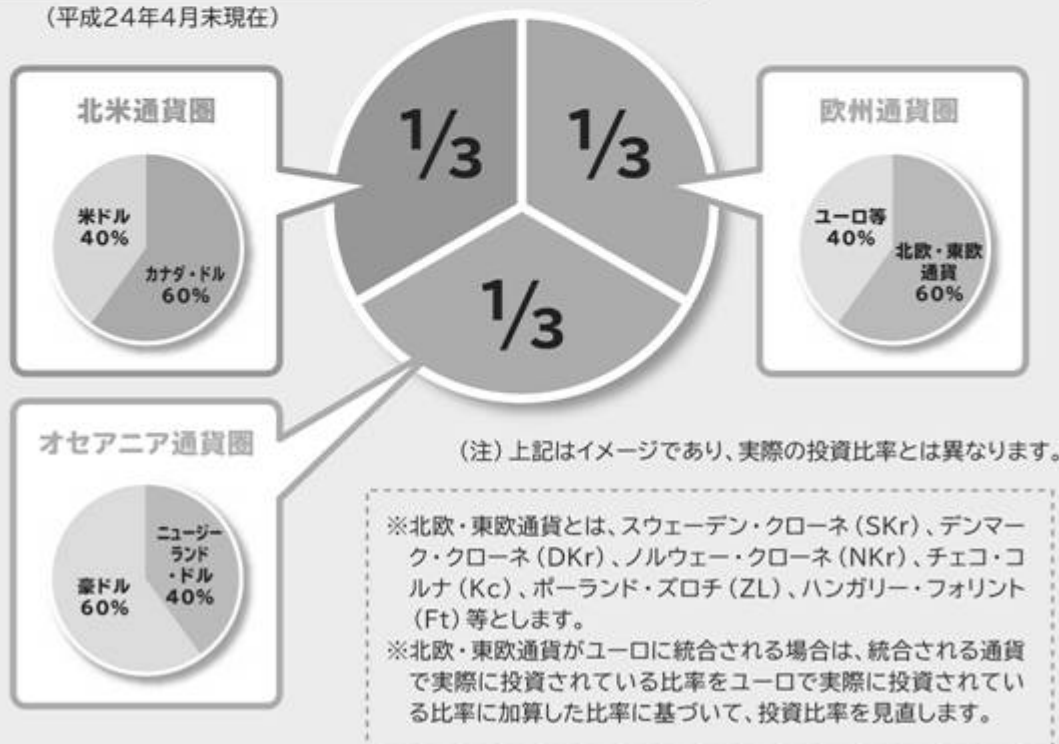
北米、欧州、オセアニアの3つの通貨圏に通貨を分散し、
外貨建ての公社債に投資します。

- 3つの通貨圏に均等に投資します。
- 各通貨圏内では、投資対象通貨を6対4の比率で配分します。投資対象通貨の配分比率は半年ごとに見直しを行ないます。

- 北米通貨圏…米ドル、カナダ・ドル
- 欧州通貨圏…ユーロ等、北欧・東欧通貨
- オセアニア通貨圏…豪ドル、ニュージーランド・ドル

投資イメージと各通貨圏内での通貨配分比率

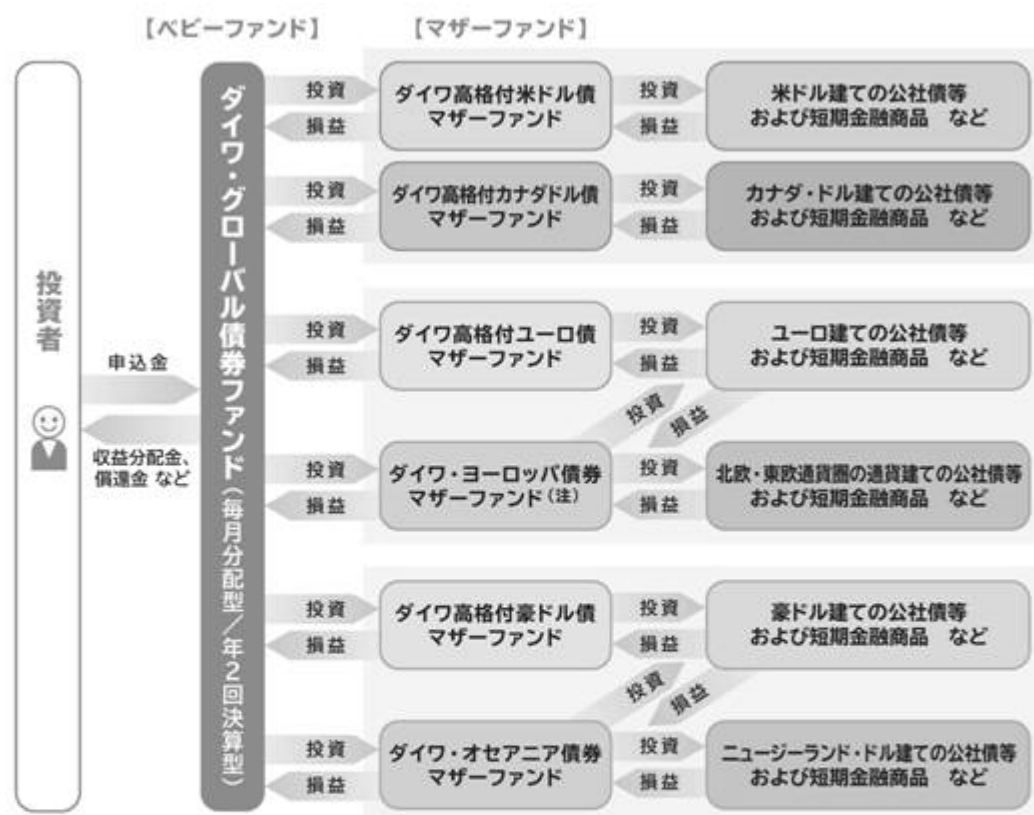
（平成24年4月末現在）



〈ファンドの仕組み〉

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



(注) ヨーロッパ各国の金利水準が大きく変わる等、市場環境等によっては、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて、「ユーロ」および「北欧・東欧通貨」以外のヨーロッパの通貨に投資することがあります。

※以下、各マザーファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド：米ドル債マザー
 ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド：カナダドル債マザー
 ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド：ユーロ債マザー
 ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド：ヨーロッパ債券マザー
 ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド：豪ドル債マザー
 ダイワ・オセアニア債券マザーファンド：オセアニア債券マザー

- 各通貨圏内では、投資対象となるマザーファンドのポートフォリオの最終利回り（以下「利回り」といいます。）を参考とし、投資対象通貨を6対4の比率で配分します。

北米通貨圏

ケース 1

「カナダドル債マザー」の利回り $\geq$ 「米ドル債マザー」の利回りの場合、米ドル対カナダ・ドルを4対6の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「カナダドル債マザー」 60%程度
「米ドル債マザー」 40%程度



ケース 2

「米ドル債マザー」の利回り $>$ 「カナダドル債マザー」の利回りの場合、米ドル対カナダ・ドルを6対4の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「米ドル債マザー」 60%程度
「カナダドル債マザー」 40%程度



欧州通貨圏

ケース 1

「ヨーロッパ債券マザー」の利回り $\geq$ 「ユーロ債マザー」の利回りの場合、ユーロ等対北欧・東欧通貨を4対6の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「ヨーロッパ債券マザー」 100%
「ユーロ債マザー」 0%



「ヨーロッパ債券マザー」は通貨の組入比率が、ユーロ等40%程度、北欧・東欧通貨60%程度のため、「ヨーロッパ債券マザー」のみの組入れとなります。

ケース 2

「ユーロ債マザー」の利回り $>$ 「ヨーロッパ債券マザー」の利回りの場合、ユーロ等対北欧・東欧通貨を6対4の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「ユーロ債マザー」 33.3%程度
「ヨーロッパ債券マザー」 66.7%程度



オセアニア通貨圏

ケース 1

「オセアニア債券マザー」の利回り $\geq$ 「豪ドル債マザー」の利回りの場合、豪ドル対ニュージーランド・ドルを4対6の比率で配分します。

※マザーファンドの組入比率
「オセアニア債券マザー」 100%
「豪ドル債マザー」 0%



「オセアニア債券マザー」は通貨の組入比率が、豪ドル40%程度、ニュージーランド・ドル60%程度のため、「オセアニア債券マザー」のみの組入れとなります。

ケース 2

「豪ドル債マザー」の利回り $>$ 「オセアニア債券マザー」の利回りの場合、豪ドル対ニュージーランド・ドルを6対4の比率で配分します。

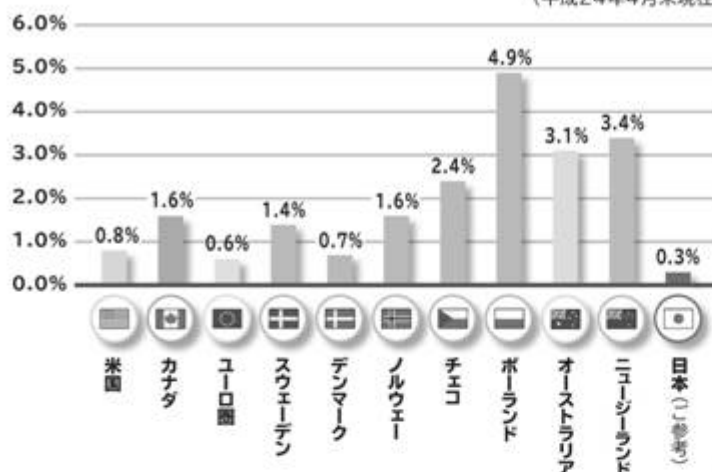
※マザーファンドの組入比率
「豪ドル債マザー」 33.3%程度
「オセアニア債券マザー」 66.7%程度



（注）各通貨圏内の配分は、半年ごとに見直しを行いません。 ※上記はイメージであり、実際の投資比率とは異なります。

各国の国債利回り（残存期間5年程度の国債利回り）

（平成24年4月末現在）



※日本は投資対象国ではありませんが、参考までに表示しています。
 ※外貨建資産には為替変動リスクがあります。表示の利回りは税引前です。
 ※5年国債で運用することを示唆するものではありません。
 ※当ファンドが左記の利回りで運用することを示唆するものではありません。
 ※左記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ※ユーロ圏はドイツ国債の利回りを使用しています。

（出所）ブルームバーグ

2

投資する公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上※1とすることを基本とします。

ただし、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドおよびダイワ・オセアニア債券マザーファンドを通じて投資する国家機関等の公社債等（注）については、取得時においてA格相当以上※2とすることを基本とします。

（注）「国家機関等の公社債等」とは、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等をいいます。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合	フィッチ・レーティングスの場合
高い	Aaa Aa1 Aa2 Aa3	AAA AA+ AA AA-	AAA AA+ AA AA-
	A A1 A2 A3	A A+ A- A-	A A+ A- A-
	Baa	BBB	BBB
	Ba B Caa Ca C	BB B CCC CC C D	BB B CCC CC C D
低い			

※1 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上（ダイワ高格付豪ドル債券マザーファンドを通じて投資する公社債等の格付けは、ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上）

※2 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

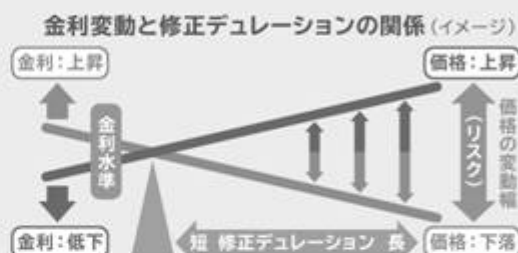
債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、フィッチ・レーティングス（Fitch）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

●各マザーファンドにおいて、公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、下記の範囲とすることを基本とします。

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	3（年）程度から5（年）程度の範囲
ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド	
ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	
ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	
ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	3（年）程度から7（年）程度の範囲
ダイワ・オセアニア債券マザーファンド	

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。



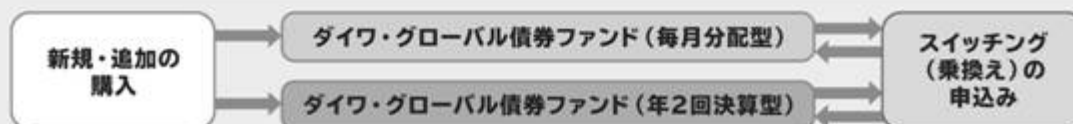
- ・マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および 2. の運用が行なわれないことがあります。

3

ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）と
ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）の
2つのファンドがあります。

●各ファンド間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。



2つのファンドの運用方針は同一ですが、それぞれ別のファンドとして運用を行なうため、運用実績は異なる場合があります。

4

2つのファンドは、それぞれ毎月または年2回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

毎月分配型

毎月5日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉**①** 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。なお、売買益等について、基準価額の水準および今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して分配することがあります。

収益分配のイメージ



年2回決算型

毎年4月5日および10月5日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉**①** 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

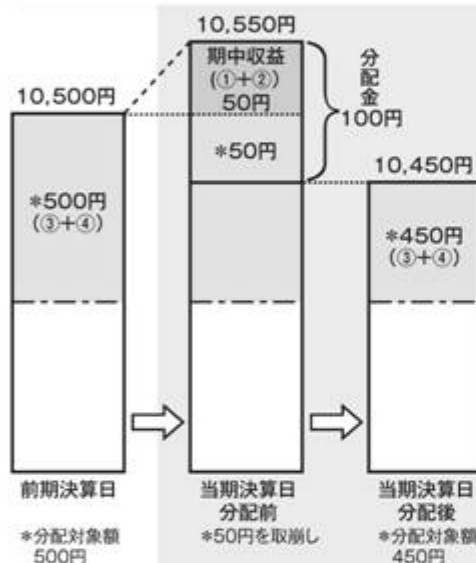
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



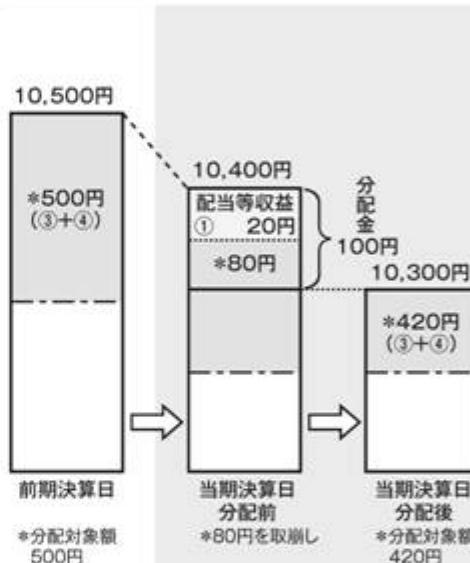
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

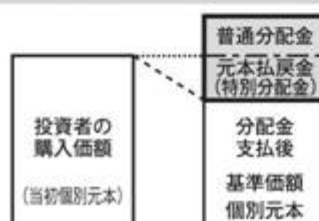


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

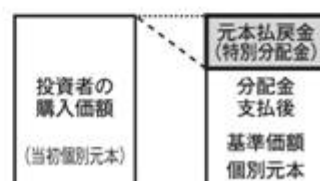
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) … 減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

〔参考〕各マザーファンドの投資態度

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド
主として米ドル建ての公社債、ABS、MBSなど（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	主としてユーロ建ての公社債、ABS、MBSなど（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

米ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。	ユーロ建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
イ．各銘柄の格付けは、取得時においてA A格相当以上（S & PでA A - 以上またはムーディーズでA a 3以上）とすることを基本とします。	
ロ．取得後、格付けの低下によってA A格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	
ハ．政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	
ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲とすることを基本とします。	
ホ．金利リスク調整のため、米国債先物取引等を利用することがあります。	ホ．金利リスク調整のため、ユーロ建ての国債先物取引等を利用することがあります。
為替については、米ドル建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。	為替については、ユーロ建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。
有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。	
大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。	

ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド
主として豪ドル建ての公社債、A B S、M B Sなど（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	主としてカナダ・ドル建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
豪ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。	公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
イ．各銘柄の格付けは、取得時においてA A格相当以上（S & PでA A - 以上またはムーディーズでA a 3以上もしくはフィッチでA A - 以上）とすることを基本とします。	イ．投資対象の格付けは、取得時においてA A格相当以上（ムーディーズでA a 3以上またはS & PでA A - 以上）とすることを基本とします。
ロ．取得後、格付けの低下によってA A格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	ロ．取得後、格付けの低下によってA A格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
ハ．政府・州およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	ハ．国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲とすることを基本とします。	ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
ホ．金利リスク調整のため、豪ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。	ホ．金利リスク調整のため、カナダ・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。

為替については、豪ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。	為替については、カナダ・ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。	
大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。	

ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	ダイワ・オセアニア債券マザーファンド
主としてヨーロッパの通貨建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	主としてオセアニアの通貨建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。	
イ．各通貨圏別の投資比率については、北欧・東欧通貨圏の通貨（注1）を信託財産の純資産総額の60%程度、ユーロ等（注2）を信託財産の純資産総額の40%程度とすることを基本とします（ただし、北欧・東欧通貨圏の対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて各通貨圏別の配分比率を見直します。）。 注1：当ファンドにおける北欧・東欧通貨圏の通貨とは、主として、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、チェコ、ポーランドおよびハンガリー等の通貨を指しますが、この他、委託会社が北欧・東欧通貨圏の通貨に相当すると判断したヨーロッパの通貨を含みます。 注2：ヨーロッパ各国の金利水準が大きく変わる等、市場環境等によっては、ユーロに投資する比率の制約の範囲内で、ユーロ・北欧・東欧通貨圏以外のヨーロッパの通貨に投資することがあります。	イ．各通貨別の投資比率については、ニュージーランド・ドルを信託財産の純資産総額の60%程度、オーストラリア・ドルを信託財産の純資産総額の40%程度とすることを基本とします。
ロ．投資対象の格付けは、取得時においてA A格相当以上とすることを基本とします。	
ハ．ただし、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等（以下「国家機関等の公社債等」といいます。）については、取得時においてA格相当以上とすることを基本とします。	
ニ．国家機関等の公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	
ホ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から7(年)程度の範囲を基本とします。	
ヘ．金利リスク調整のため、ヨーロッパの通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。	ヘ．金利リスク調整のため、オセアニアの通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。
為替については、ヨーロッパの通貨建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。	為替については、オセアニアの通貨建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定および格付けの定義は、委託会社の社内規則に則って行ないます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

< ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型) >

平成15年10月23日 信託契約締結、当初設定、運用開始

平成18年 6月30日 信託期間を無期限に変更（当初は平成25年11月5日まで）

< ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型） >

平成20年10月31日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓ 運用指図 ↑ ↓ 2	損益↑↓信託金（ 3 ）	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	内外の公社債等および短期金融商品 など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款

の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成24年4月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 各ファンド共通 >

主要投資対象

次に掲げるマザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ高格付米ドル債マザーファンド（以下「Aファンド」といいます。）の受益証券
2. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド（以下「Bファンド」といいます。）の受益証券
3. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド（以下「Cファンド」といいます。）の受益証券
4. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド（以下「Dファンド」といいます。）の受益証券
5. ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド（以下「Eファンド」といいます。）の受益証券
6. ダイワ・オセアニア債券マザーファンド（以下「Fファンド」といいます。）の受益証券

投資態度

イ．通貨を分散し、外貨建ての公社債に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．米ドルおよびカナダ・ドルを北米通貨圏、ユーロ等および北欧・東欧通貨^{*}を欧州通貨圏、豪ドルおよびニュージーランド・ドルをオセアニア通貨圏とし、3通貨圏に均等に投資することをめざします。

＊ 北欧・東欧通貨とは、スウェーデン・クローネ(SKr)、デンマーク・クローネ(DKr)、ノルウェー・クローネ(NKr)、チェコ・コルナ(Kc)、ポーランド・ズロチ(ZL)、ハンガリー・フォリント(Ft)等とします。

ハ．各通貨圏の公社債への投資は以下のマザーファンドの受益証券を通じて行ないます。

- ・北米通貨圏への投資は、「Aファンド」および「Dファンド」の受益証券を通じて行ないます。
- ・欧州通貨圏への投資は、「Bファンド」および「Eファンド」の受益証券を通じて行ないます。
- ・オセアニア通貨圏への投資は、「Cファンド」および「Fファンド」の受益証券を通じて行ないます。

ニ．各通貨圏内では、投資対象となるマザーファンドのポートフォリオの最終利回り（以下「利回り」といいます。）を参考とし、投資対象通貨を6対4の比率で配分することをめざします。

- ・北米通貨圏では、米ドル対カナダ・ドルを4対6とすることをめざしますが、「Aファンド」の利回りが「Dファンド」の利回りより高い場合、米ドル対カナダ・ドルを6対4とすることをめざします。
- ・欧州通貨圏では、ユーロ等対北欧・東欧通貨を4対6とすることをめざしますが、「Bファンド」の利回りが「Eファンド」の利回りより高い場合、ユーロ等対北欧・東欧通貨を6対4とすることをめざします。
- ・オセアニア通貨圏では、豪ドル対ニュージーランド・ドルを4対6とすることをめざしますが、「Cファンド」の利回りが「Fファンド」の利回りより高い場合、豪ドル対ニュージーランド・ドルを6対4とすることをめざします。
- ・各通貨圏内の配分は半年ごとに見直しを行ないます。

ホ．マザーファンド受益証券の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

<各ファンド共通>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限り、）

ハ．約束手形

二．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ高格付米ドル債マザーファンド、ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド、ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド、ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドおよびダイワ・オセアニア債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの
- 8．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 9．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 10．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 11．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 15．外国の者に対する権利で前14.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前7.および前11.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券ならびに前9.の証券のうち投資法人債券ならびに前7.および前11.の証券または証書のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前8.の証券および前9.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

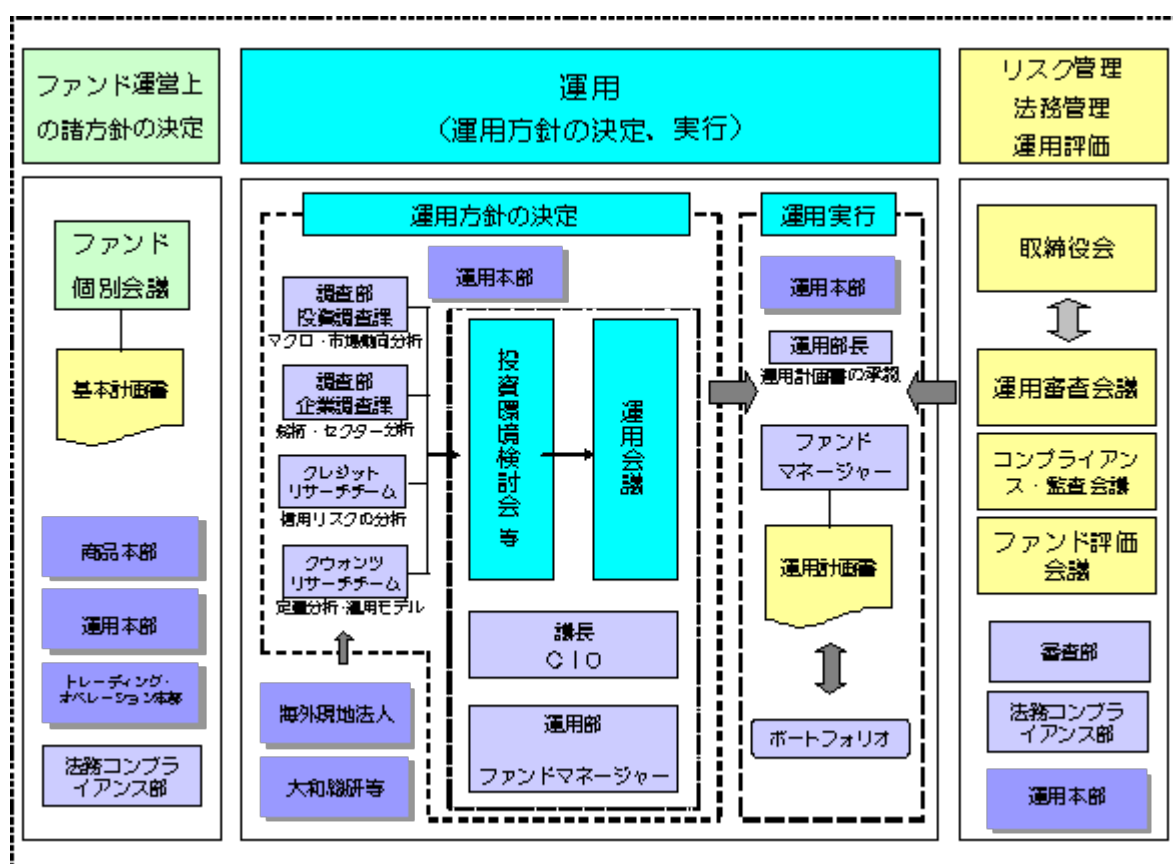
項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるＣＩＯ（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八．基本的な運用方針の決定

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．C I O（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

二．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

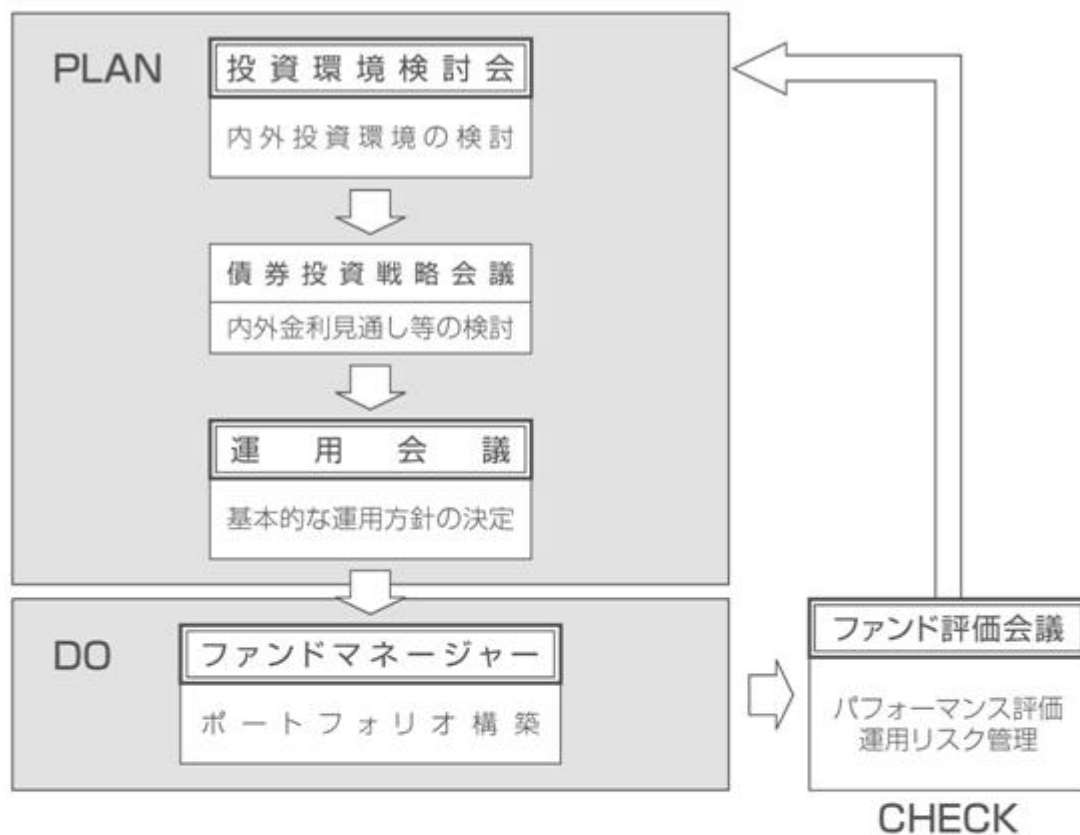
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成24年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

< 運用プロセスについて >



PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。債券投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

DO

ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用ヘフィードバックを行ないます。

(4) 【分配方針】

< ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型) >

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。なお、売買益等について、基準価額の水準および今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して分配することがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

＜各ファンド共通＞

株式（信託約款）

イ。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、ます。）の行使等により取得したものに限り、ます。

□. 委託会社は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．前ロ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（ ）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

() 金融商品取引所について

<ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)>

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

<ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）>

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号

口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型

新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参 考 > マザーファンドの概要

(1) 投資方針

主要投資対象

イ．ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

内外の公社債、ＡＢＳ（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、ＭＢＳ（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）および短期金融商品を主要投資対象とします。

ロ．ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

内外の公社債、ＡＢＳ（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、ＭＢＳ（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）などおよび短期金融商品を主要投資対象とします。

ハ．ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

内外の公社債、ＡＢＳ（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、ＭＢＳ（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）および短期金融商品を主要投資対象とします。

ニ．ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

内外の公社債等および短期金融商品を主要投資対象とします。

ホ．ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

内外の公社債等および短期金融商品を主要投資対象とします。

ヘ．ダイワ・オセアニア債券マザーファンド

内外の公社債等および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度

「１ ファンドの性格」「(1) ファンドの目的及び基本的性格」＜ファンドの特色＞の「〔参考〕各マザーファンドの投資態度」をご参照下さい。

(2) 投資対象＜各マザーファンド共通＞

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限り、）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または

新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前14.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前7.ならびに前11.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.ならびに前11.の証券または証書のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前8.の証券および前9.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限＜各マザーファンド共通＞

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とし、

す。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号イもしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下「＜参考＞ マザーファンドの概要」において同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

二．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事

由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

二．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主要投資対象である各マザーファンドにおいて、為替については、投資対象とする通貨建ての資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。また、当ファンドにおいて、マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。このため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カンントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

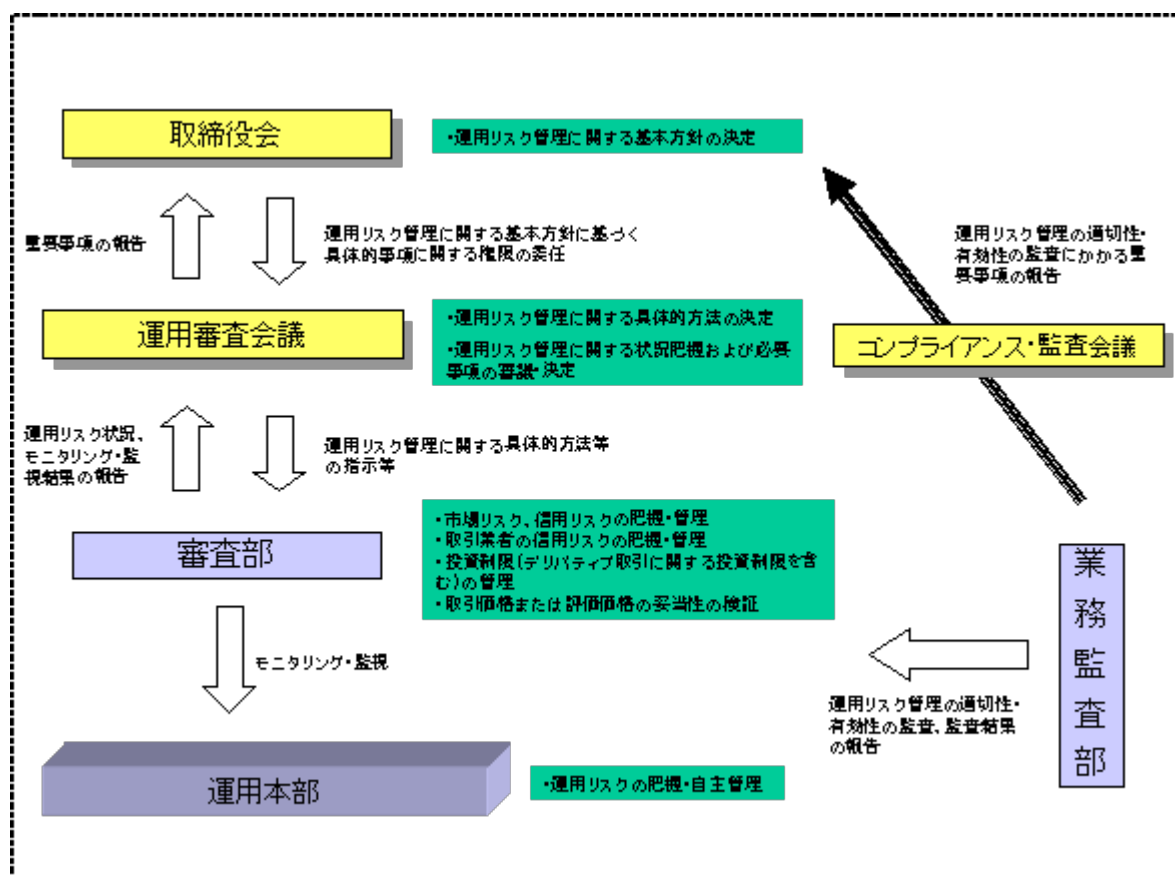
ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱いま

す。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

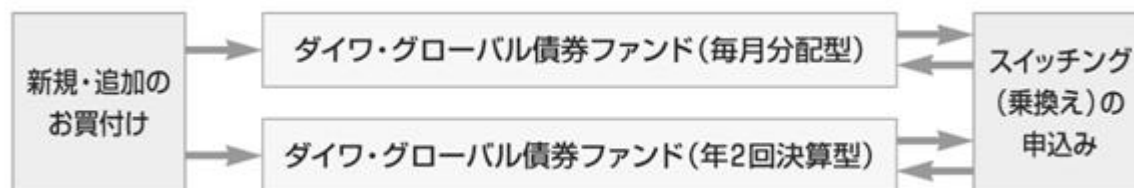
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）」の受益者が、保有する受益権を換

金した手取金をもって「ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。

- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3125%（税抜1.25%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は、次のとおりです。

「ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)」および「ダイワ・グローバル債券ファンド(年2回決算型)」の信託財産の純資産総額の合計額が	委託会社	販売会社	受託会社
300億円未満の場合	年率0.525% (税抜0.50%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
300億円以上1,000億円未満の場合	年率0.4725% (税抜0.45%)	年率0.7875% (税抜0.75%)	
1,000億円以上の場合	年率0.42% (税抜0.40%)	年率0.84% (税抜0.80%)	

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託

財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金

（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- （ ）上記は、平成24年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- （ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

(1) 【投資状況】（平成24年4月27日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	359,358,534,830	98.65
内 日本	359,358,534,830	98.65
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,924,923,465	1.35
純資産総額	364,283,458,295	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成24年4月27日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・ヨーロッパ債券マザー ファンド	日本	親投資信託受益証 券	94,352,141,519 115,939,912,024	1.2288 1.2179	14,911,473,155	31.54
2	ダイワ・オセアニア債券マザー ファンド	日本	親投資信託受益証 券	46,795,496,204 82,594,050,807	1.7650 1.7659	82,636,166,746	22.68
3	ダイワ高格付カナダドル債マザー ファンド	日本	親投資信託受益証 券	47,968,580,340 70,887,968,290	1.4778 1.4740	70,705,687,421	19.41
4	ダイワ高格付米ドル債マザーファ ンド	日本	親投資信託受益証 券	47,737,141,215 49,966,465,717	1.0467 1.0421	49,746,874,860	13.66
5	ダイワ高格付豪ドル債マザーファ ンド	日本	親投資信託受益証 券	19,318,199,191 41,082,082,505	2.1266 2.1409	41,358,332,648	11.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.65%
合計	98.65%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成16年4月5日)	25,891,052,088	25,995,163,401	0.9947	0.9987
第2特定期間末 (平成16年10月5日)	49,099,857,380	49,286,185,841	1.0540	1.0580
第3特定期間末 (平成17年4月5日)	324,401,675,597	325,916,408,643	1.0708	1.0758
第4特定期間末 (平成17年10月5日)	689,238,190,579	693,652,066,293	1.0931	1.1001
第5特定期間末 (平成18年4月5日)	1,049,028,847,012	1,057,002,737,205	1.0525	1.0605
第6特定期間末 (平成18年10月5日)	1,327,132,832,648	1,337,105,027,213	1.0647	1.0727
第7特定期間末 (平成19年4月5日)	1,673,859,495,897	1,686,223,258,978	1.0810	1.0890
第8特定期間末 (平成19年10月5日)	1,726,276,353,890	1,738,920,828,782	1.0922	1.1002
第9特定期間末 (平成20年4月7日)	1,518,450,779,709	1,530,741,051,981	0.9884	0.9964
第10特定期間末 (平成20年10月6日)	1,383,343,132,717	1,396,004,259,880	0.8741	0.8821
第11特定期間末 (平成21年4月6日)	1,184,552,952,235	1,192,136,546,659	0.7810	0.7860
第12特定期間末 (平成21年10月5日)	1,067,082,728,573	1,074,022,105,542	0.7689	0.7739
第13特定期間末 (平成22年4月5日)	975,705,281,281	981,897,519,483	0.7878	0.7928
第14特定期間末 (平成22年10月5日)	769,746,135,769	775,175,708,721	0.7088	0.7138
第15特定期間末 (平成23年4月5日)	679,404,593,259	684,221,035,149	0.7053	0.7103
平成23年4月末日	677,679,619,325	-	0.7149	-
5月末日	639,913,880,760	-	0.6985	-
6月末日	607,541,033,717	-	0.6956	-
7月末日	572,091,051,379	-	0.6781	-
8月末日	539,299,470,507	-	0.6682	-

9月末日	476,135,277,432	-	0.6242	-
第16特定期間末 (平成23年10月5日)	463,805,399,133	467,593,237,209	0.6122	0.6172
10月末日	478,776,717,452	-	0.6532	-
11月末日	429,461,675,455	-	0.6234	-
12月末日	408,274,379,454	-	0.6215	-
平成24年1月末日	376,043,592,653	-	0.6249	-
2月末日	386,956,213,814	-	0.6664	-
3月末日	376,479,945,300	-	0.6644	-
第17特定期間末 (平成24年4月5日)	369,804,569,109	371,772,389,027	0.6577	0.6612
4月末日	364,283,458,295	-	0.6552	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0185
第2特定期間	0.0240
第3特定期間	0.0300
第4特定期間	0.0370
第5特定期間	0.0450
第6特定期間	0.0480
第7特定期間	0.0480
第8特定期間	0.0480
第9特定期間	0.0480
第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0420
第12特定期間	0.0300
第13特定期間	0.0300
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0240

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	1.3
第2特定期間	8.4
第3特定期間	4.4
第4特定期間	5.5
第5特定期間	0.4
第6特定期間	5.7
第7特定期間	6.0
第8特定期間	5.5
第9特定期間	5.1
第10特定期間	6.7

第11特定期間	5.8
第12特定期間	2.3
第13特定期間	6.4
第14特定期間	6.2
第15特定期間	3.7
第16特定期間	8.9
第17特定期間	11.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	10,024,867,196	1,450,857,304
第2特定期間	22,467,596,079	1,913,308,949
第3特定期間	270,857,149,415	14,492,655,603
第4特定期間	349,235,020,791	21,627,956,609
第5特定期間	417,121,199,064	50,938,598,338
第6特定期間	307,776,560,121	57,988,513,619
第7特定期間	364,355,390,492	62,442,561,839
第8特定期間	112,812,862,877	80,690,650,724
第9特定期間	41,990,654,213	86,265,981,600
第10特定期間	101,407,440,581	55,050,579,251
第11特定期間	85,214,645,776	151,136,656,352
第12特定期間	47,787,840,482	176,631,331,458
第13特定期間	47,114,515,869	196,542,269,260
第14特定期間	37,663,172,019	190,196,222,005
第15特定期間	28,436,082,291	151,062,294,643
第16特定期間	23,531,543,573	229,252,306,449
第17特定期間	4,773,665,958	200,107,018,888

(注) 当初設定数量は17,453,818,460口です。

(参考) ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

(1) 投資状況（平成24年4月27日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		54,477,226,846	79.57
	内 アメリカ	54,477,226,846	79.57
特殊債券		7,567,938,138	11.05
	内 アメリカ	7,567,938,138	11.05
社債券		4,333,176,325	6.33
	内 アメリカ	4,333,176,325	6.33
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,083,300,759	3.04
純資産総額		68,461,642,068	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成24年4月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	140,000,000	131.67 14,967,425,480	130.21 14,449,860	11.250000 2015/02/15	21.62
2	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	83,000,000	131.11 8,835,673,066	130.23 10,169,721	7.500000 2016/11/15	12.82
3	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	70,000,000	150.15 8,533,815,947	149.68 10,161,271	9.000000 2018/11/15	12.43
4	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	53,000,000	152.50 6,562,181,542	152.04 8,645,812	8.500000 2020/02/15	9.56
5	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	50,000,000	142.26 5,775,247,574	141.46 7,893,460	8.875000 2017/08/15	8.39
6	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	38,000,000	150.15 4,632,735,903	150.02 5,539,600	8.875000 2019/02/15	6.76
7	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	20,000,000	148.28 2,407,786,336	147.58 3,485,230	9.125000 2018/05/15	3.50
8	GENERAL ELECTRIC CAP. CORP.	アメリカ	社債券	25,000,000	101.52 2,060,683,290	100.66 2,186,945	6.000000 2012/06/15	2.98
9	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT	アメリカ	特殊債券	16,000,000	146.26 1,900,014,834	145.81 2,195,176	7.625000 2023/01/19	2.77
10	BK. NEDERLANDSE GEMEENTEN	アメリカ	特殊債券	13,700,000	107.43 1,194,991,609	106.96 1,819,396	4.850000 2014/05/27	1.74
11	U.S. TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	14,000,000	104.02 1,182,437,200	103.87 1,739,674	3.125000 2013/08/31	1.72
12	BAYERISCHE LANDESBANK	アメリカ	社債券	13,690,000	104.54 1,162,019,485	104.22 1,484,943	4.300000 2013/10/16	1.69
13	ASIAN DEVELOPMENT BANK	アメリカ	特殊債券	10,000,000	121.12 983,413,877	120.35 1,170,364	7.500000 2015/06/15	1.43
14	U.S. TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	10,000,000	109.17 886,398,185	109.08 1,636,758	4.750000 2014/05/15	1.29
15	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT	アメリカ	特殊債券	8,000,000	132.83 862,815,883	131.69 1,398,354	9.750000 2016/01/23	1.25
16	BK. NEDERLANDSE GEMEENTEN	アメリカ	特殊債券	9,150,000	106.26 789,460,180	105.70 1,292,575	4.000000 2014/03/11	1.15
17	BK. NEDERLANDSE GEMEENTEN	アメリカ	特殊債券	7,700,000	106.29 664,529,566	105.92 1,228,914	4.100000 2014/04/28	0.97
18	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT	アメリカ	特殊債券	6,000,000	132.25 644,276,749	130.88 1,573,703	9.250000 2016/03/20	0.93
19	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT	アメリカ	特殊債券	5,000,000	140.01 568,390,896	139.49 1,259,655	9.250000 2017/07/15	0.83
20	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	アメリカ	国債証券	4,300,000	131.55 459,273,887	130.98 1,287,411	9.125000 2016/09/25	0.67

21	U.S. TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	5,000,000	110.41 448,225,635	111.08 450,937,379	3.125000 2021/05/15	0.66
22	National Australia Bank Ltd	アメリカ	社債券	5,000,000	105.11 426,730,542	104.94 426,007,989	5.350000 2013/06/12	0.62
23	GENERAL ELECTRIC CAP. CORP.	アメリカ	社債券	4,500,000	101.27 370,002,316	100.29 365,443,757	8.125000 2012/05/15	0.54
24	HSBC Bank PLC	アメリカ	社債券	4,000,000	104.50 339,380,639	104.40 339,052,687	3.500000 2015/06/28	0.50
25	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	1,000,000	134.67 109,345,800	133.36 108,280,667	10.625000 2015/08/15	0.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	79.57%
特殊債券	11.05%
社債券	6.33%
合計	96.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

(1) 投資状況（平成24年4月27日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	18,519,854,355	25.86
内 オーストラリア	18,519,854,355	25.86
特殊債券	50,038,486,305	69.88
内 オーストラリア	50,038,486,305	69.88
社債券	405,619,229	0.57
内 オーストラリア	405,619,229	0.57
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,641,771,047	3.69
純資産総額	71,605,730,936	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		336,800,000	0.47
	内 日本	336,800,000	0.47

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成24年4月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	オーストラ リア	特殊債券	80,000,000	104.68 7,059,956,000	104.73 7,530,720	8.000000 2013/06/15	9.86
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	80,000,000	103.22 6,961,288,956	103.29 8,214,800	6.500000 2013/05/15	9.73
3	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT	オーストラ リア	特殊債券	70,000,000	107.14 6,322,746,370	107.45 7,801,530	6.000000 2016/11/09	8.86
4	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.	オーストラ リア	特殊債券	65,000,000	109.32 5,990,578,083	110.10 7,093,885	6.000000 2020/05/01	8.43
5	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	オーストラ リア	特殊債券	60,000,000	117.38 5,937,232,972	118.08 7,739,300	8.000000 2017/07/15	8.34
6	MUNICIPALITY FINANCE PLC	オーストラ リア	特殊債券	50,000,000	101.90 4,295,083,090	101.79 4,448,500	9.500000 2012/09/10	5.99
7	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラ リア	特殊債券	35,000,000	110.40 3,257,613,285	111.22 3,693,625	6.000000 2021/06/14	4.58
8	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	30,000,000	111.81 2,827,852,838	112.43 3,430,570	6.000000 2017/02/15	3.97
9	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	32,000,000	102.99 2,778,420,086	103.35 3,104,480	4.500000 2014/10/21	3.89
10	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラ リア	特殊債券	30,000,000	109.44 2,767,732,600	110.20 3,185,610	6.000000 2020/06/15	3.89
11	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラ リア	特殊債券	30,000,000	106.13 2,684,252,300	106.81 3,351,350	5.500000 2018/11/15	3.77
12	EUROFIMA	オーストラ リア	特殊債券	30,000,000	103.44 2,616,048,680	103.50 3,565,580	6.250000 2018/12/28	3.66
13	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	25,000,000	108.51 2,286,972,296	108.90 3,215,025	6.250000 2015/04/15	3.21
14	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	22,000,000	115.92 2,149,958,852	116.22 3,583,034	5.750000 2021/05/15	3.01
15	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	オーストラ リア	特殊債券	20,000,000	108.35 1,826,899,038	108.77 2,029,640	7.000000 2015/04/15	2.56
16	KOMMUNINVEST	オーストラ リア	特殊債券	20,000,000	103.33 1,742,295,546	103.61 2,864,600	5.750000 2015/08/25	2.44
17	COUNCIL OF EUROPE	オーストラ リア	特殊債券	20,000,000	102.32 1,725,199,508	102.52 2,605,220	5.750000 2014/09/16	2.41

18	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	オーストラ リア	特殊債券	12,000,000	100.04 1,012,014,050	100.13 915,080	4.860000 2012/09/27	1.41
19	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	10,000,000	106.88 901,057,900	107.80 796,150	4.750000 2027/04/21	1.27
20	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラ リア	特殊債券	10,000,000	101.13 852,559,630	101.10 306,720	6.250000 2012/10/15	1.19
21	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	6,000,000	110.64 559,617,500	111.21 510,296	5.500000 2018/01/21	0.79
22	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラ リア	特殊債券	5,000,000	105.70 445,546,449	106.74 909,100	5.500000 2024/12/17	0.63
23	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK	オーストラ リア	特殊債券	5,000,000	106.39 448,463,445	106.43 619,310	6.250000 2018/04/13	0.63
24	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	オーストラ リア	特殊債券	5,000,000	106.13 447,337,950	106.30 884,005	6.000000 2020/08/20	0.63
25	EUROPEAN INVESTMENT BANK	オーストラ リア	特殊債券	5,000,000	101.62 428,366,235	101.74 842,530	5.375000 2014/05/20	0.60
26	Westpac Banking Corp	オーストラ リア	社債券	4,800,000	100.21 405,489,403	100.24 619,228	5.500000 2012/07/09	0.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	25.86%
特殊債券	69.88%
社債券	0.57%
合計	96.31%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	豪ドル売/円買 2012年5月	売建	4,000,000	336,804,000	336,800,000	0.47%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

(1) 投資状況（平成24年4月27日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		37,711,172,626	32.68
	内 カナダ	37,711,172,626	32.68
地方債証券		64,506,827,847	55.90
	内 カナダ	64,506,827,847	55.90
特殊債券		2,224,309,428	1.93
	内 カナダ	2,224,309,428	1.93
社債券		6,465,276,972	5.60
	内 カナダ	6,465,276,972	5.60
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,489,204,007	3.89
純資産総額		115,396,790,880	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		304,760,000	0.26
	内 日本	304,760,000	0.26
為替予約取引（売建）		222,345,000	0.19
	内 日本	222,345,000	0.19

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成24年4月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金 額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	185,300,000	135.11 20,625,781,576	129.35 16,211,509	11.250000 2015/06/01	17.11
2	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	198,000,000	112.97 18,427,460,703	109.18 21,774,944	8.500000 2013/08/23	15.43
3	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	78,375,000	115.75 7,473,823,750	112.27 8,920,995	7.500000 2014/06/09	6.28
4	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	45,000,000	167.43 6,207,131,620	165.09 7,425,532	9.250000 2022/06/01	5.30
5	HYDRO QUEBEC	カナダ	社債券	40,000,000	159.81 5,266,141,504	159.45 6,328,208	11.000000 2020/08/15	4.55
6	Province of Quebec Canada	カナダ	地方債証券	50,000,000	113.09 4,658,300,450	110.57 4,378,300	5.000000 2015/12/01	3.95
7	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	50,000,000	109.78 4,522,208,940	107.44 5,659,550	4.500000 2015/03/08	3.84
8	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	30,000,000	177.18 4,378,851,230	175.21 5,164,654	9.000000 2025/06/01	3.75

9	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	30,700,000	170.25 4,305,870,436	168.69 4,326,433,179	10.500000 2021/03/15	3.70
10	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	46,000,000	110.75 4,196,934,125	109.77 4,159,863,775	4.300000 2017/03/08	3.60
11	Province of Quebec Canada	カナダ	地方債証券	32,000,000	157.03 4,139,562,092	155.25 4,082,822,931	9.375000 2023/01/16	3.55
12	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	40,000,000	112.80 3,717,043,265	111.23 3,655,349,816	4.400000 2019/06/02	3.18
13	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	36,000,000	114.43 3,393,716,598	113.59 3,359,923,509	4.650000 2018/12/18	2.92
14	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	23,000,000	158.65 3,006,156,289	156.62 2,997,674,419	8.000000 2023/06/01	2.57
15	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	25,000,000	111.22 2,290,658,226	109.86 2,267,607,890	4.200000 2018/03/08	1.96
16	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	25,000,000	109.20 2,248,974,020	108.86 2,241,992,295	4.400000 2016/03/08	1.94
17	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	23,000,000	107.75 2,041,752,206	106.22 2,012,706,512	5.000000 2014/03/08	1.74
18	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	20,000,000	119.83 1,974,434,429	118.32 1,949,489,748	5.600000 2018/06/01	1.69
19	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	16,000,000	147.68 1,946,606,493	146.47 1,930,591,776	8.100000 2023/09/08	1.67
20	Province of Quebec Canada	カナダ	地方債証券	20,000,000	109.95 1,811,536,280	109.44 1,803,281,724	5.500000 2014/12/01	1.56
21	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	カナダ	特殊債券	15,000,000	109.71 1,355,698,822	107.05 1,322,816,850	4.750000 2014/11/17	1.15
22	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	8,000,000	167.35 1,102,903,408	164.97 1,087,231,468	9.500000 2025/06/02	0.94
23	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	8,200,000	160.97 1,087,435,773	158.96 1,073,806,988	9.000000 2024/08/23	0.93
24	Mun Fin Auth of British Columbia	カナダ	特殊債券	10,000,000	111.89 921,815,791	109.43 901,492,578	4.650000 2016/04/19	0.78
25	GE Capital Canada Co	カナダ	社債券	8,800,000	104.88 760,372,075	103.57 750,831,750	5.150000 2013/06/06	0.65
26	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	5,000,000	154.62 636,879,767	152.37 627,640,863	8.000000 2026/12/02	0.54
27	GE Capital Canada Co	カナダ	社債券	5,000,000	110.50 455,165,976	111.70 460,117,014	5.530000 2017/08/17	0.40
28	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	2,925,400	121.51 292,834,780	116.41 280,563,330	10.250000 2014/03/15	0.24
29	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	1,500,000	157.89 195,104,673	155.78 192,504,760	9.950000 2021/05/15	0.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	32.68%
地方債証券	55.90%
特殊債券	1.93%

社債券	5.60%
合計	96.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	カナダ・ドル買/円売 2012 年5月	買建	3,700,000	305,311,450	304,760,000	0.26%
		カナダ・ドル売/円買 2012 年5月	売建	2,700,000	222,071,220	222,345,000	0.19%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

(1) 投資状況（平成24年4月27日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		128,983,160,011	90.89
	内 ユーロ	50,617,719,684	35.67
	内 ノルウェー	6,530,601,420	4.60
	内 スウェーデン	19,595,439,120	13.81
	内 デンマーク	28,842,898,420	20.32
	内 ポーランド	17,716,199,527	12.48
	内 チェコ	5,680,301,840	4.00
特殊債券		7,224,370,560	5.09
	内 ノルウェー	5,878,054,560	4.14
	内 スウェーデン	1,346,316,000	0.95
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,703,813,361	4.02
純資産総額		141,911,343,932	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		896,753,497	0.63
	内 日本	896,753,497	0.63

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成24年4月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	1,270,000,000	113.50 20,787,174.06	112.56 23,929,308	4.000000 2015/11/15	14.53
2	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	405,000,000	103.83 10,786,743.02	104.83 10,106,357	6.250000 2015/10/24	7.67
3	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	720,000,000	113.26 9,851,510.56	111.05 9,032,704	6.750000 2014/05/05	6.81
4	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	75,000,000	105.29 8,468,876.64	107.51 8,511,880	3.500000 2015/07/15	6.09
5	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	65,000,000	99.88 6,962,304.90	101.74 6,306,676	4.750000 2013/02/01	5.00
6	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	430,000,000	128.03 6,650,494.24	125.91 6,736,536	5.000000 2020/12/01	4.61
7	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	330,000,000	117.22 5,578,316.45	116.65 5,100,072	4.000000 2017/11/15	3.91
8	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	42,000,000	114.56 5,159,874.03	118.28 5,831,191	8.000000 2015/03/28	3.75
9	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	285,000,000	111.57 4,496,159.43	110.10 4,919,900	5.000000 2015/05/15	3.13
10	Czech Republic Government Bond	チェコ	国債証券	750,000,000	118.51 3,848,761.58	118.05 3,706,225	6.950000 2016/01/26	2.70
11	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	136,000,000	101.85 3,553,179.56	102.23 3,330,856	5.750000 2014/04/25	2.51
12	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	32,000,000	103.71 3,558,995.32	103.35 3,641,280	6.150000 2013/01/31	2.50
13	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	30,000,000	109.95 3,537,472.52	109.52 3,606,128	3.750000 2015/01/04	2.48
14	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	30,000,000	103.01 3,314,134.35	107.30 3,280,804	3.200000 2017/02/20	2.43
15	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	125,000,000	98.94 3,172,263.37	101.66 3,762,312	5.250000 2017/10/25	2.30
16	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	20,000,000	147.66 3,167,043.35	146.99 3,662,968	4.750000 2040/07/04	2.22
17	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	25,000,000	102.98 2,761,054.60	107.12 2,994,440	4.000000 2019/03/28	2.02
18	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	25,000,000	106.91 2,866,310.27	107.07 2,900,600,320	4.250000 2021/09/28	2.02
19	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	200,000,000	111.93 2,704,349.50	111.72 2,699,324,320	3.750000 2017/08/12	1.90
20	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	120,000,000	157.21 2,720,379.47	154.76 2,967,040	7.000000 2024/11/10	1.89

21	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	20,000,000	101.38 2,174,398,224	104.78 2,493,024	3.250000 2016/09/28	1.58
22	NORDIC INVESTMENT BK.	ノルウェー	特殊債券	100,000,000	105.84 1,496,648,407	105.89 1,312,880	3.990000 2015/05/15	1.06
23	EUROPEAN INVESTMENT BANK	ノルウェー	特殊債券	100,000,000	103.73 1,466,770,440	104.10 1,974,000	4.250000 2015/02/04	1.04
24	EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	ノルウェー	特殊債券	100,000,000	105.42 1,490,751,926	103.51 1,673,820	4.000000 2017/05/11	1.03
25	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	ノルウェー	特殊債券	100,000,000	102.18 1,444,825,240	102.19 1,093,860	3.250000 2014/04/28	1.02
26	EUROPEAN INVESTMENT BANK	スウェーデン	特殊債券	100,000,000	109.68 1,325,031,034	111.45 1,316,000	5.000000 2020/12/01	0.95
27	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	80,000,000	112.35 1,271,005,028	112.61 1,844,320	3.750000 2021/05/25	0.90
28	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	10,000,000	112.57 1,207,286,471	114.87 1,940,948	3.250000 2020/01/04	0.87
29	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	10,000,000	115.42 1,237,764,029	114.64 1,420,808	5.000000 2016/10/25	0.87
30	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	10,000,000	112.86 1,210,407,136	113.01 1,919,240	4.350000 2019/03/15	0.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	90.89%
特殊債券	5.09%
合計	95.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	スウェーデン・クローネ 売/円買 2012年5月	売建	20,000,000	241,540,000	241,400,000	0.17%
		ポーランド・ズロチ 売/円買 2012年5月	売建	25,589,750	656,346,379	655,353,497	0.46%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) ダイワ・オセアニア債券マザーファンド

(1) 投資状況（平成24年4月27日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		57,862,803,515	66.23
	内 オーストラリア	15,480,215,535	17.72
	内 ニュージーランド	42,382,587,980	48.51
特殊債券		26,265,424,643	30.06
	内 オーストラリア	16,797,800,088	19.23
	内 ニュージーランド	9,467,624,555	10.84
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,242,541,483	3.71
純資産総額		87,370,769,641	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		660,606,597	0.76
	内 日本	660,606,597	0.76
為替予約取引（売建）		1,452,920,000	1.66
	内 日本	1,452,920,000	1.66

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成24年4月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	ニュージー ランド	国債証券	234,000,000	104.32 16,131,804,109	103.79 10,994,105	6.500000 2013/04/15	18.37
2	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	ニュージー ランド	国債証券	110,000,000	114.22 8,303,077,532	113.25 12,424,816	6.000000 2017/12/15	9.42
3	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	96,000,000	100.57 8,139,206,807	100.65 15,484,128	4.750000 2012/11/15	9.32
4	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	ニュージー ランド	国債証券	105,000,000	116.52 8,085,248,105	116.09 12,485,944	6.000000 2021/05/15	9.22
5	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	ニュージー ランド	国債証券	94,000,000	108.65 6,749,251,287	108.30 10,573,081	5.000000 2019/03/15	7.70
6	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	54,000,000	103.09 4,692,916,932	103.29 7,194,990	6.500000 2013/05/15	5.38
7	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.	オーストラ リア	特殊債券	45,000,000	109.29 4,145,992,426	110.10 5,757,305	6.000000 2020/05/01	4.78

8	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	ニュージーランド	特殊債券	53,000,000	112.93 3,955,289,302	112.11 3,955,289,302	7.500000 2015/04/15	4.49
9	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	38,000,000	117.67 3,769,697,072	118.08 3,769,697,072	8.000000 2017/07/15	4.33
10	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	ニュージーランド	国債証券	45,000,000	110.07 3,273,279,408	109.07 3,273,279,408	6.000000 2015/04/15	3.71
11	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	34,000,000	107.25 3,074,279,378	109.15 3,074,279,378	6.000000 2017/09/14	3.58
12	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	オーストラリア	特殊債券	30,000,000	108.62 2,747,151,576	109.29 2,747,151,576	6.000000 2021/02/26	3.16
13	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	ニュージーランド	特殊債券	30,000,000	110.14 2,183,455,008	110.33 2,183,455,008	6.250000 2016/06/22	2.50
14	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	20,000,000	110.46 1,862,507,130	111.13 1,862,507,130	5.250000 2019/03/15	2.14
15	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	ニュージーランド	特殊債券	25,000,000	109.35 1,806,577,682	110.41 1,806,577,682	6.000000 2017/12/15	2.09
16	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK	ニュージーランド	特殊債券	20,000,000	113.68 1,502,496,529	115.76 1,502,496,529	7.485000 2017/12/15	1.75
17	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	オーストラリア	特殊債券	10,000,000	104.11 877,664,189	105.67 877,664,189	6.000000 2017/03/28	1.02
18	AFRICAN DEVELOPMENT BK.	オーストラリア	特殊債券	10,000,000	99.11 835,573,176	102.99 835,573,176	5.250000 2022/03/23	0.99
19	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	5,000,000	112.29 473,306,563	112.43 473,306,563	6.000000 2017/02/15	0.54
20	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラリア	特殊債券	5,000,000	109.31 460,762,745	110.20 460,762,745	6.000000 2020/06/15	0.53
21	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラリア	特殊債券	5,000,000	105.75 445,740,465	106.81 445,740,465	5.500000 2018/11/15	0.52
22	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	1,000,000	115.66 97,508,967	116.22 97,508,967	5.750000 2021/05/15	0.11
23	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	1,000,000	113.91 96,032,879	115.03 96,032,879	5.500000 2023/04/21	0.11
24	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	1,000,000	109.66 92,445,068	111.22 92,445,068	6.000000 2021/06/14	0.11
25	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラリア	特殊債券	1,000,000	105.41 88,864,849	106.74 88,864,849	5.500000 2024/12/17	0.10
26	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	1,000,000	105.84 89,230,709	106.61 89,230,709	4.500000 2020/04/15	0.10
27	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	1,000,000	105.55 88,982,868	104.73 88,982,868	8.000000 2013/06/15	0.10
28	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	ニュージーランド	国債証券	1,000,000	112.97 74,656,523	112.55 74,656,523	5.500000 2023/04/15	0.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	66.23%
特殊債券	30.06%
合計	96.29%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	豪ドル買/円売 2012年5月	買建	7,841,028	660,800,000	660,606,597	0.76%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2012年5月	売建	22,000,000	1,453,403,000	1,452,920,000	1.66%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）

(1) 投資状況（平成24年4月27日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		474,948,972	99.08
	内 日本	474,948,972	99.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,405,115	0.92
純資産総額		479,354,087	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成24年4月27日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	日本	親投資信託受 益証券	129,906,005 159,624,514	1.2287 1.2287	1.2179 158,212,523	33.01
2	ダイワ・オセアニア債券マザーファンド	日本	親投資信託受 益証券	60,028,920 105,950,410	1.7649 1.7649	1.7659 106,005,069	22.11
3	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	日本	親投資信託受 益証券	63,774,940 94,245,005	1.4777 1.4777	1.4740 94,004,261	19.61

4	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	60,625,797	1.0466 63,456,409	1.0421 63,178,143	13.18
5	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	25,012,367	2.1266 53,191,327	2.1409 53,548,976	11.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.08%
合計	99.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成21年4月6日)	431,735,475	432,114,342	1.1395	1.1405
第2計算期間末 (平成21年10月5日)	768,843,516	769,495,790	1.1702	1.1712
第3計算期間末 (平成22年4月5日)	580,759,982	581,224,910	1.2491	1.2501
第4計算期間末 (平成22年10月5日)	492,172,550	492,593,800	1.1684	1.1694
第5計算期間末 (平成23年4月5日)	482,361,930	482,759,710	1.2126	1.2136
平成23年4月末日	474,024,937	-	1.2288	-
5月末日	462,260,935	-	1.2091	-
6月末日	468,580,439	-	1.2127	-
7月末日	535,426,557	-	1.1918	-
8月末日	536,836,662	-	1.1824	-
9月末日	534,469,121	-	1.1127	-
第6計算期間末 (平成23年10月5日)	525,358,140	525,836,045	1.0993	1.1003

10月末日	551,337,798	-	1.1724	-
11月末日	534,744,144	-	1.1270	-
12月末日	484,125,793	-	1.1323	-
平成24年1月末日	475,814,635	-	1.1449	-
2月末日	499,583,595	-	1.2288	-
3月末日	495,033,395	-	1.2316	-
第7計算期間末 (平成24年4月5日)	493,265,518	493,668,292	1.2247	1.2257
4月末日	479,354,087	-	1.2198	-

分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0010
第2計算期間	0.0010
第3計算期間	0.0010
第4計算期間	0.0010
第5計算期間	0.0010
第6計算期間	0.0010
第7計算期間	0.0010

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	14.1
第2計算期間	2.8
第3計算期間	6.8
第4計算期間	6.4
第5計算期間	3.9
第6計算期間	9.3
第7計算期間	11.5

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	413,500,417	35,633,048
第2計算期間	437,153,740	159,009,658
第3計算期間	198,967,272	391,050,581
第4計算期間	145,208,035	188,885,601
第5計算期間	69,092,344	92,562,668
第6計算期間	167,696,824	87,571,757
第7計算期間	44,016,951	119,147,671

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

（参考）ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

（参考）ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

（参考）ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

（参考）ダイワ・オセアニア債券マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

[次へ](#)

（参考情報）

●ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

2012年4月27日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	6,552円
純資産総額	3,642億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-0.9%
3カ月間	6.6%
6カ月間	4.1%
1年間	-0.5%
3年間	11.1%
5年間	-7.9%
設定来	29.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：540円 設定来分配金合計額：6,105円

決算期	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
	11年5月	11年6月	11年7月	11年8月	11年9月	11年10月	11年11月	11年12月	12年1月	12年2月	12年3月	12年4月
分配金	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	35円	35円	35円	35円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

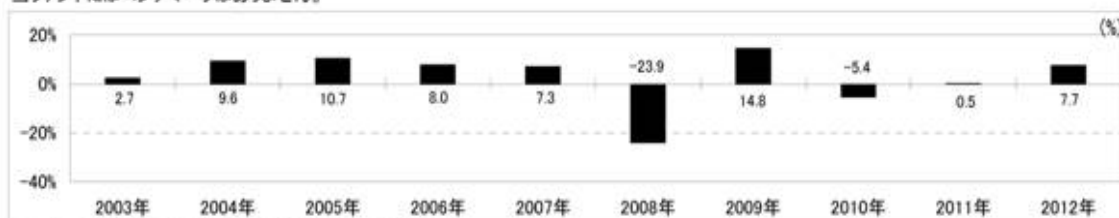
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券	138	94.9%	北米通貨圏	32.9%	直接利回り(%)	DANISH GOVERNMENT BOND	2015/11/15	4.6%
			カナダ・ドル	19.3%	最終利回り(%)	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	2013/04/15	4.2%
コール・ローン、その他		5.1%	米ドル	13.6%	修正デュレーション	CANADIAN GOVERNMENT BOND	2015/06/01	3.3%
合計	138	100.0%	欧州通貨圏	31.3%	残存年数	BRITISH COLUMBIA	2013/08/23	3.0%
債券種別構成		比率	北欧・東欧通貨	19.7%	格付別構成	U.S. TREASURY BOND	2015/02/15	3.0%
国債		63.8%	ユーロ	11.6%	AAA	POLAND GOVERNMENT BOND	2015/10/24	2.4%
州債		19.8%			AA	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	2013/05/15	2.3%
国際機関債		7.3%	オセアニア通貨圏	33.8%	A	SWEDISH GOVERNMENT BOND	2014/05/05	2.1%
政府機関債		2.9%	豪ドル	20.1%	BBB	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	2017/12/15	2.1%
事業債		1.1%	ニュージーランド・ドル	13.7%	BB	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	2012/11/15	2.1%
合計		94.9%	合計（除く日本円）	98.0%	合計	合計		29.2%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2003年は設定日（10月23日）から年末、2012年は4月27日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

●ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）

2012年4月27日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	12,198円
純資産総額	4.7億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-0.9%
3カ月間	6.6%
6カ月間	4.1%
1年間	-0.6%
3年間	11.3%
5年間	-
設定来	22.7%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 20円 設定来分配金合計額: 70円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期			
	09年4月	09年10月	10年4月	10年10月	11年4月	11年10月	12年4月			
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

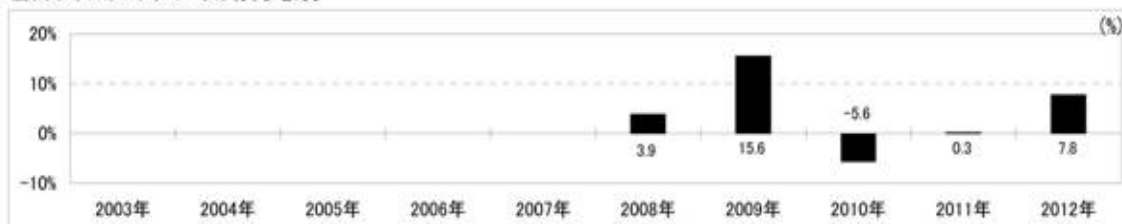
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券	138	95.4%	北米通貨圏	32.7%	直接利回り(%)	DANISH GOVERNMENT BOND	2015/11/15	4.8%
			カナダ・ドル	19.5%	最終利回り(%)	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	2013/04/15	4.1%
コール・ローン、その他		4.6%	米ドル	13.2%	修正デュレーション	CANADIAN GOVERNMENT BOND	2015/06/01	3.4%
合計	138	100.0%	欧州通貨圏	32.7%	残存年数	BRITISH COLUMBIA	2013/08/23	3.0%
債券種別構成			北欧・東欧通貨	20.6%	格付別構成	U.S. TREASURY BOND	2015/02/15	2.8%
国債		64.4%	ユーロ	12.1%	AAA	POLAND GOVERNMENT BOND	2015/10/24	2.5%
州債		19.8%			AA	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	2013/05/15	2.3%
国際機関債		7.2%	オセアニア通貨圏	33.0%	A	SWEDISH GOVERNMENT BOND	2014/05/05	2.2%
政府機関債		2.8%	豪ドル	19.7%	BBB	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND	2017/12/15	2.1%
事業債		1.1%	ニュージーランド・ドル	13.3%	BB	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	2012/11/15	2.1%
合計		95.4%	合計(除く日本円)	98.4%	合計	100.0%	合計	29.3%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2008年は設定日(10月31日)から年末、2012年は4月27日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モンリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン証券取引所、シドニー先物取引所またはニュージーランド先物オプション取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けは行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モントリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン証券取引所、シドニー先物取引所またはニュージーランド先物オプション取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「毎月分配型」または「年2回決算型」の受益者が当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の申込みの受け付けを中止することができます（なお、他のファンドとは、受益者が「毎月分配型」の受益者である場合、「年2回決算型」を、また「年2回決算型」の受益者である場合、「毎月分配型」をいいます。）。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
 - 1．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、2．価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

<ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)>

毎月6日から翌月5日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業

日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるもの
とします。

<ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）>

毎年4月6日から10月5日まで、および10月6日から翌年4月5日までとします。ただし、第1計算期間は、平成
20年10月31日から平成21年4月5日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業
日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるもの
とします。

(5) 【その他】

<ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)>

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受
益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の
うえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらか
じめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載し
た書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての
の受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ
るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると
きは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、か
つ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただ
し、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いま
せん。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で
あって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合
には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を
解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、
委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社
の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この4.に該当する場合を除き、当該投
資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社
を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受
託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじ

め、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1.の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1.の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 1.の3.または前 1.の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

<ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）>

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの

事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合に

あっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. から5. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 2. または前 2. に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

公告

（ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)と同規定）

関係法人との契約の更改

（ダイワ・グローバル債券ファンド(毎月分配型)と同規定）

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２ 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成23年10月6日から平成24年4月5日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）】

ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成23年10月5日現在	当 期 平成24年4月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,117,684,332	7,291,562,038
親投資信託受益証券	461,511,664,212	365,239,986,268
未収入金	-	613,414,000
流動資産合計	469,629,348,544	373,144,962,306
資産合計	469,629,348,544	373,144,962,306
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,787,838,076	1,967,819,918
未払解約金	1,493,928,298	946,228,957
未払受託者報酬	21,602,504	16,972,732
未払委託者報酬	518,460,225	407,345,611
その他未払費用	2,120,308	2,025,979
流動負債合計	5,823,949,411	3,340,393,197
負債合計	5,823,949,411	3,340,393,197
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 757,567,615,296	₁ 562,234,262,366
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	₂ 293,762,216,163	₂ 192,429,693,257
（分配準備積立金）	7,437,800,133	6,691,599,160
元本等合計	463,805,399,133	369,804,569,109
純資産合計	463,805,399,133	369,804,569,109
負債純資産合計	469,629,348,544	373,144,962,306

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成23年4月6日 至 平成23年10月5日	当 期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
営業収益		
受取利息	1,774,902	1,973,254
有価証券売買等損益	47,118,822,502	46,719,305,056
営業収益合計	47,117,047,600	46,721,278,310
営業費用		
受託者報酬	155,978,643	108,349,898
委託者報酬	3,743,488,668	2,600,398,445
その他費用	2,120,308	2,025,979
営業費用合計	3,901,587,619	2,710,774,322
営業利益又は営業損失（ ）	51,018,635,219	44,010,503,988
経常利益又は経常損失（ ）	51,018,635,219	44,010,503,988
当期純利益又は当期純損失（ ）	51,018,635,219	44,010,503,988
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,284,919,736	70,051,694
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	283,883,784,913	293,762,216,163
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,889,783,858	74,566,005,847
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,889,783,858	74,566,005,847
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,380,110,529	1,764,261,987
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,380,110,529	1,764,261,987
分配金	¹ 25,654,389,096	¹ 15,409,673,248
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	293,762,216,163	192,429,693,257

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成23年10月5日現在	当 期 平成24年4月5日現在
1. 1 期首元本額	963,288,378,172円	757,567,615,296円
期中追加設定元本額	23,531,543,573円	4,773,665,958円
期中一部解約元本額	229,252,306,449円	200,107,018,888円
2. 特定期間末日における受益権の総数	757,567,615,296口	562,234,262,366口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は293,762,216,163円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は192,429,693,257円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成23年4月6日 至 平成23年10月5日	当 期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1 分配金の計算過程	（自平成23年4月6日 至平成23年5月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,277,846,708円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（32,442,171,969円）及び分配準備積立金（10,115,604,503円）より分配対象額は44,835,623,180円（1万口当たり473.71円）であり、うち4,732,342,880円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自平成23年10月6日 至平成23年11月7日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,140,666,571円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（14,194,595,512円）及び分配準備積立金（7,116,726,136円）より分配対象額は23,451,988,219円（1万口当たり323.04円）であり、うち3,629,875,783円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成23年5月7日 至平成23年6月6日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,677,259,645円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（29,014,617,522円）及び分配準備積立金（9,610,385,263円）より分配対象額は41,302,262,430円（1万口当たり453.13円）であり、うち4,557,464,950円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成23年6月7日 至平成23年7月5日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,283,289,812円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（25,675,945,091円）及び分配準備積立金（9,552,393,054円）より分配対象額は37,511,627,957円（1万口当たり429.29円）であり、うち4,369,026,259円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成23年7月6日 至平成23年8月5日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,930,204,112円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（22,594,113,331円）及び分配準備積立金（9,209,237,353円）より分配対象額は33,733,554,796円（1万口当たり402.36円）であり、うち4,191,929,504円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成23年11月8日 至平成23年12月5日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,219,864,067円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,617,824,898円）及び分配準備積立金（6,970,395,737円）より分配対象額は19,808,084,702円（1万口当たり290.97円）であり、うち3,403,789,929円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成23年12月6日 至平成24年1月5日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,320,987,482円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,551,097,724円）及び分配準備積立金（6,235,873,779円）より分配対象額は17,107,958,985円（1万口当たり261.15円）であり、うち2,292,863,989円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自平成24年1月6日 至平成24年2月6日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,634,773,385円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,694,057,710円）及び分配準備積立金（5,805,386,868円）より分配対象額は15,134,217,963円（1万口当たり253.55円）であり、うち2,089,147,888円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

	（自平成23年8月6日 至平成23年9月5日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,733,294,196円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（19,680,348,992円）及び分配準備積立金（8,622,733,674円）より分配対象額は30,036,376,862円（1万口当たり373.98円）であり、うち4,015,787,427円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自平成23年9月6日 至平成23年10月5日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,479,734,458円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（16,693,626,763円）及び分配準備積立金（7,851,984,713円）より分配対象額は26,025,345,934円（1万口当たり343.54円）であり、うち3,787,838,076円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自平成24年2月7日 至平成24年3月5日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,501,974,034円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,484,622,869円）及び分配準備積立金（6,167,771,195円）より分配対象額は14,154,368,098円（1万口当たり244.50円）であり、うち2,026,175,741円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （自平成24年3月6日 至平成24年4月5日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,274,056,298円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,350,010,011円）及び分配準備積立金（6,429,564,534円）より分配対象額は13,053,630,843円（1万口当たり232.17円）であり、うち1,967,819,918円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
--	--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成24年4月5日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成23年10月5日現在	当 期 平成24年4月5日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	30,075,534,383	1,065,777,998
合計	30,075,534,383	1,065,777,998

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成23年10月5日現在	当 期 平成24年4月5日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成23年10月5日現在	当 期 平成24年4月5日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6122円 (6,122円)	0.6577円 (6,577円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	48,342,929,566	50,600,544,376	
	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	19,565,511,318	41,608,016,368	
	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	48,614,956,603	71,843,182,867	
	ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	95,654,300,943	117,540,004,998	
	ダイワ・オセアニア債券マザーファンド	47,392,769,212	83,648,237,659	
親投資信託受益証券 合計		259,570,467,642	365,239,986,268	
合計		259,570,467,642	365,239,986,268	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・オセアニア債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	-	336,795,056
コール・ローン	132,906,586	220,218,413
国債証券	72,226,068,032	55,948,923,270
特殊債券	18,407,585,577	7,636,664,798
社債券	3,943,086,863	4,406,240,637
派生商品評価勘定	16,800	7,000
未収入金	808,903,027	268,014,239
未収利息	1,457,351,252	967,701,705
前払費用	30,531,919	28,263,153
流動資産合計	97,006,450,056	69,812,828,271
資産合計	97,006,450,056	69,812,828,271
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	301,600	-
前受金	143,446,762	-
未払解約金	40,072,000	96,592,000
流動負債合計	183,820,362	96,592,000
負債合計	183,820,362	96,592,000
純資産の部		
元本等		
元本 1	99,209,610,895	66,606,176,941
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ） 2	2,386,981,201	3,110,059,330
元本等合計	96,822,629,694	69,716,236,271
純資産合計	96,822,629,694	69,716,236,271
負債純資産合計	97,006,450,056	69,812,828,271

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中における追加設定元本額 同期中における一部解約元本額 同期末における元本の内訳 ファンド名 ハイグレード・ＵＳドル・ボンド・オープン（毎月分配型） ダイワ世界債券ファンドＭ（FOFs用）（適格機関投資家専用） ＦＩＴネット・三県応援ファンド（毎月分配型） ダイワ世界債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用） ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型） ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型） ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型） ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型） ダイワ高格付米ドル債オープン（毎月分配型） 計	123,274,192,534円 5,858,524,281円 29,923,105,920円 2,682,665,237円 942,724,554円 974,097,809円 81,139,825円 17,958,462,604円 74,309,869円 8,412,745円 67,547,431,174円 8,940,367,078円 99,209,610,895円	99,209,610,895円 64,626,956円 32,668,060,910円 1,882,532,373円 814,062,734円 761,638,974円 91,650,487円 14,642,974,699円 62,178,811円 8,209,297円 48,342,929,566円 - 円 66,606,176,941円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	99,209,610,895口	66,606,176,941口

3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,386,981,201円であります。	
------------	---	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成24年4月5日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	203,875,553	738,297,041

特殊債券	87,840,085	80,863,395
社債券	18,529,722	15,389,172
合計	310,245,360	834,549,608

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年9月6日から平成23年10月5日まで、及び平成24年3月6日から平成24年4月5日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成23年10月5日 現在				平成24年4月5日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	552,243,200	-	552,528,000	284,800	82,357,000	-	82,350,000	7,000
アメリカ・ドル	552,243,200	-	552,528,000	284,800	82,357,000	-	82,350,000	7,000
合計	552,243,200	-	552,528,000	284,800	82,357,000	-	82,350,000	7,000

（注） 1. 時価の算定方法

（1）本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

（2）本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9759円 (9,759円)	1.0467円 (10,467円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

（1） 株式

該当事項はありません。

（2） 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
-----	-----	-----	------	-----	----

国債証券	アメリカ・ドル	3.125% U.S. TREASURY NOTE 20130831	アメリカ・ドル 14,000,000.000	アメリカ・ドル 14,551,180.000	
		3.125% U.S. TREASURY NOTE 20210515	5,000,000.000	5,432,400.000	
		11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	140,000,000.000	182,529,200.000	
		10.625% U.S. TREASURY BOND 20150815	1,000,000.000	1,333,590.000	
		7.5% U.S. TREASURY BOND 20161115	90,000,000.000	116,514,000.000	
		8.875% U.S. TREASURY BOND 20170815	50,000,000.000	70,203,000.000	
		9.125% U.S. TREASURY BOND 20180515	20,000,000.000	29,215,600.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	70,000,000.000	103,495,700.000	
		8.875% U.S. TREASURY BOND 20190215	48,000,000.000	71,111,040.000	
		8.5% U.S. TREASURY BOND 20200215	53,000,000.000	79,340,470.000	
		9.125% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20160925	4,300,000.000	5,595,375.000	
		アメリカ・ドル 小計	アメリカ・ドル 495,300,000.000 (40,792,908,000)	アメリカ・ドル 679,321,555.000 (55,948,923,270)	
	国債証券 合計			40,792,908,000 [40,792,908,000]	55,948,923,270 [55,948,923,270]
特殊債券	アメリカ・ドル	4% BK. NEDERLANDSE GEMEENTEN 20140311	アメリカ・ドル 9,150,000.000	アメリカ・ドル 9,693,876.000	
		4.1% BK. NEDERLANDSE GEMEENTEN 20140428	7,700,000.000	8,169,469.000	
		4.85% BK. NEDERLANDSE GEMEENTEN 20140527	13,700,000.000	14,698,867.000	
		9.75% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20160123	8,000,000.000	10,526,560.000	
		9.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20160320	6,000,000.000	7,842,960.000	
		9.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20170715	5,000,000.000	6,904,150.000	
		7.625% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20230119	16,000,000.000	22,859,200.000	
		7.5% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20150615	10,000,000.000	12,027,900.000	
	アメリカ・ドル 小計	アメリカ・ドル 75,550,000.000 (6,222,298,000)	アメリカ・ドル 92,722,982.000 (7,636,664,798)		
	特殊債券 合計			6,222,298,000 [6,222,298,000]	7,636,664,798 [7,636,664,798]
社債券	アメリカ・ドル	8.125% GENERAL ELECTRIC CAP. CORP. 20120515	アメリカ・ドル 4,500,000.000	アメリカ・ドル 4,533,705.000	
		6% GENERAL ELECTRIC CAP. CORP. 20120615	25,000,000.000	25,248,500.000	
		4.3% BAYERISCHE LANDESBANK 20131016	13,690,000.000	14,288,389.900	
		3.5% HSBC Bank PLC 20150628	4,000,000.000	4,175,120.000	
		5.35% National Australia Bank Ltd 20130612	5,000,000.000	5,254,050.000	
	アメリカ・ドル 小計	アメリカ・ドル 52,190,000.000 (4,298,368,400)	アメリカ・ドル 53,499,764.900 (4,406,240,637)		
社債券 合計			4,298,368,400	4,406,240,637	

	[4,298,368,400]	[4,406,240,637]	
合計	51,313,574,400 [51,313,574,400]	67,991,828,705 [67,991,828,705]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 11銘柄 特殊債券 8銘柄 社債券 5銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	-	541,906,870
コール・ローン	556,404,503	476,038,295
国債証券	6,994,431,010	16,020,351,430
特殊債券	68,179,662,562	52,942,277,253
社債券	2,192,556,009	407,460,489
派生商品評価勘定	22,500	-
未収入金	1,154,518,080	441,465,147
未収利息	1,242,914,209	1,103,814,663
前払費用	224,531,304	182,396,114
流動資産合計	80,545,040,177	72,115,710,261
資産合計	80,545,040,177	72,115,710,261
負債の部		
流動負債		
前受金	857,839,145	-
未払解約金	28,604,000	82,945,000
流動負債合計	886,443,145	82,945,000
負債合計	886,443,145	82,945,000
純資産の部		
元本等		
元本	1 43,810,114,192	33,872,393,885
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,848,482,840	38,160,371,376
元本等合計	79,658,597,032	72,032,765,261
純資産合計	79,658,597,032	72,032,765,261
負債純資産合計	80,545,040,177	72,115,710,261

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区 分		平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
1.	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	59,933,823,879円	43,810,114,192円
	同期中における追加設定元本額	92,615,944円	214,217,525円
	同期中における一部解約元本額	16,216,325,631円	10,151,937,832円
	同期末における元本の内訳		
	ファンド名		
	ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	466,539,202円	401,126,995円
	常陽3分法ファンド	316,535,366円	263,352,661円
	ダイワ世界債券ファンドV A（適格機関投資家専用）	40,233,406円	45,549,144円
	ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	8,941,308,779円	7,289,779,807円
	ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）	30,694,449円	25,650,233円
	ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	4,175,801円	4,078,202円
	ダイワ高格付豪ドル債オープン（毎月分配型）	6,469,893,107円	6,277,345,525円
	ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）	27,540,734,082円	19,565,511,318円
	計	43,810,114,192円	33,872,393,885円
2.	本報告書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	43,810,114,192口	33,872,393,885口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成24年4月5日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	549,177,570	41,821,900
特殊債券	3,142,150,134	606,237
社債券	8,958,327	1,338,463
合計	3,682,369,377	39,877,200

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年4月16日から平成23年10月5日まで、及び平成23年10月18日から平成24年4月5日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成23年10月5日 現在				平成24年4月5日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	182,472,500	-	182,450,000	22,500	-	-	-	-

オーストラリア・ドル	182,472,500	-	182,450,000	22,500	-	-	-	-
合計	182,472,500	-	182,450,000	22,500	-	-	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8183円 (18,183円)	2.1266円 (21,266円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	65,000,000.000	67,029,950.000	
		6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	25,000,000.000	27,006,500.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	30,000,000.000	33,284,400.000	
		5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	35,000,000.000	39,708,550.000	
		5.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20180121	6,000,000.000	6,569,100.000	
		4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	15,000,000.000	15,610,800.000	
		オーストラリア・ドル 小計	オーストラリア・ドル 176,000,000.000 (14,901,920,000)	オーストラリア・ドル 189,209,300.000 (16,020,351,430)	
	国債証券 合計		14,901,920,000 [14,901,920,000]	16,020,351,430 [16,020,351,430]	
特殊債券	オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	

	6.25% LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK 20180413		10,000,000.000	10,582,200.000	
	6% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20200820		5,000,000.000	5,274,200.000	
	4.86% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20120927		12,000,000.000	12,005,520.000	
	5.75% KOMMUNINVEST 20150825		20,000,000.000	20,616,200.000	
	9.5% MUNICIPALITY FINANCE PLC 20120910		50,000,000.000	51,010,000.000	
	7% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20150415		20,000,000.000	21,609,800.000	
	8% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20170715		60,000,000.000	70,049,400.000	
	8% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20130615		80,000,000.000	83,712,000.000	
	6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20200501		65,000,000.000	70,370,300.000	
	6.25% TREASURY CORP VICTORIA 20121015		10,000,000.000	10,113,200.000	
	5.5% TREASURY CORP VICTORIA 20181115		30,000,000.000	31,592,700.000	
	6% TREASURY CORP VICTORIA 20200615		30,000,000.000	32,497,800.000	
	5.5% TREASURY CORP VICTORIA 20241217		5,000,000.000	5,211,050.000	
	6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20210614		35,000,000.000	38,109,750.000	
	6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20161109		70,000,000.000	74,653,600.000	
	5.375% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20140520		5,000,000.000	5,079,150.000	
	6% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20200806		10,000,000.000	10,202,100.000	
	6.25% EUROFIMA 20181228		50,000,000.000	52,124,500.000	
	5.75% COUNCIL OF EUROPE 20140916		20,000,000.000	20,464,400.000	
		オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 587,000,000.000 (49,701,290,000)	オーストラリア・ドル 625,277,870.000 (52,942,277,253)
特殊債券 合計			49,701,290,000 [49,701,290,000]	52,942,277,253 [52,942,277,253]	
社債券	オーストラリア・ドル	5.5% Westpac Banking Corp 20120709	4,800,000.000	4,812,336.000	
	オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 4,800,000.000 (406,416,000)	オーストラリア・ドル 4,812,336.000 (407,460,489)	
社債券 合計			406,416,000 [406,416,000]	407,460,489 [407,460,489]	
合計			65,009,626,000 [65,009,626,000]	69,370,089,172 [69,370,089,172]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券 6銘柄 特殊債券 19銘柄 社債券 1銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	860,016,397	2,447,437,936
コール・ローン	25,785,600	559,519,693
国債証券	47,106,833,079	37,994,151,398
地方債証券	44,651,860,970	64,866,874,772
特殊債券	16,008,671,360	2,241,345,552
社債券	3,339,085,359	3,193,777,998
派生商品評価勘定	350,600	-
未収入金	-	8,143,665,830
未収利息	1,474,451,417	1,524,909,912
前払費用	86,337,001	168,268,795
流動資産合計	113,553,391,783	121,139,951,886
資産合計	113,553,391,783	121,139,951,886
負債の部		
流動負債		
未払金	-	7,227,715,060
未払解約金	29,388,600	137,532,000
流動負債合計	29,388,600	7,365,247,060
負債合計	29,388,600	7,365,247,060
純資産の部		
元本等		
元本	1 87,637,719,986	76,988,309,361
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,886,283,197	36,786,395,465
元本等合計	113,524,003,183	113,774,704,826
純資産合計	113,524,003,183	113,774,704,826
負債純資産合計	113,553,391,783	121,139,951,886

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	116,829,058,215円	87,637,719,986円
同期中における追加設定元本額	460,855,873円	13,776,427,727円
同期中における一部解約元本額	29,652,194,102円	24,425,838,352円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	663,674,717円	576,490,336円
常陽3分法ファンド	450,015,570円	- 円
ダイワ世界債券ファンドV A（適格機関投資家専用）	57,193,333円	64,838,553円
ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	12,226,351,496円	9,833,925,210円
ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）	78,538,399円	65,440,031円
ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	5,937,986円	5,793,021円
ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）	4,737,175,028円	17,826,865,607円
ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）	69,418,833,457円	48,614,956,603円
計	87,637,719,986円	76,988,309,361円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	87,637,719,986口	76,988,309,361口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
-----	-----------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成24年4月5日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	1,393,690,929	944,983,739
地方債証券	786,770,836	1,206,337,731
特殊債券	571,427,304	43,357,076
社債券	53,432,856	5,237,558
合計	2,805,321,925	2,199,916,104

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年5月11日から平成23年10月5日まで、及び平成23年11月11日から平成24年4月5日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成23年10月5日 現在			平成24年4月5日 現在		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
	（円）	うち	（円）	（円）	うち	（円）

		1 年超				1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	603,345,600	-	602,995,000	350,600	-	-	-	-
カナダ・ドル	603,345,600	-	602,995,000	350,600	-	-	-	-
合計	603,345,600	-	602,995,000	350,600	-	-	-	-

（注） 1. 時価の算定方法

（1） 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

（2） 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2954円 (12,954円)	1.4778円 (14,778円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1） 株式

該当事項はありません。

（2） 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	カナダ・ドル	10.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20140315	カナダ・ドル 2,925,400.000	カナダ・ドル 3,429,651.190	
		11.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	185,300,000.000	242,085,185.000	
		10.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210315	30,700,000.000	51,703,712.000	
		9.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20220601	45,000,000.000	74,164,950.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	23,000,000.000	35,929,680.000	
		9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	30,000,000.000	52,441,800.000	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 316,925,400.000 (26,190,715,056)	カナダ・ドル 459,754,978.190 (37,994,151,398)	

国債証券 合計			26,190,715,056 [26,190,715,056]	37,994,151,398 [37,994,151,398]	
地方債証券	カナダ・ドル	5% Province of Quebec Canada 20151201	カナダ・ドル 50,000,000.000	カナダ・ドル 55,432,000.000	
		9.375% Province of Quebec Canada 20230116	32,000,000.000	49,534,080.000	
		5.5% Province of Quebec Canada 20141201	20,000,000.000	21,991,400.000	
		5% ONTARIO PROVINCE 20140308	23,000,000.000	24,529,270.000	
		4.5% ONTARIO PROVINCE 20150308	50,000,000.000	53,943,000.000	
		4.3% ONTARIO PROVINCE 20170308	46,000,000.000	50,521,340.000	
		4.2% ONTARIO PROVINCE 20180308	25,000,000.000	27,424,250.000	
		4.4% ONTARIO PROVINCE 20160308	25,000,000.000	27,277,250.000	
		9.5% ONTARIO PROVINCE 20250602	8,000,000.000	13,201,920.000	
		8% ONTARIO PROVINCE 20261202	5,000,000.000	7,604,950.000	
		4.4% ONTARIO PROVINCE 20190602	40,000,000.000	44,432,000.000	
		8.1% ONTARIO PROVINCE 20230908	16,000,000.000	23,361,120.000	
		8.5% BRITISH COLUMBIA 20130823	198,000,000.000	217,518,840.000	
		7.5% BRITISH COLUMBIA 20140609	78,375,000.000	88,463,430.000	
		4.65% BRITISH COLUMBIA 20181218	36,000,000.000	40,769,640.000	
		9.95% BRITISH COLUMBIA 20210515	1,500,000.000	2,336,475.000	
		5.6% BRITISH COLUMBIA 20180601	20,000,000.000	23,622,400.000	
		9% BRITISH COLUMBIA 20240823	8,200,000.000	12,969,776.000	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 682,075,000.000 (56,366,678,000)	カナダ・ドル 784,933,141.000 (64,866,874,772)	
	地方債証券 合計			56,366,678,000 [56,366,678,000]	64,866,874,772 [64,866,874,772]
特殊債券	カナダ・ドル	4.65% Mun Fin Auth of British Columbia 20160419	カナダ・ドル 10,000,000.000	カナダ・ドル 10,965,300.000	
		4.75% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20141117	15,000,000.000	16,156,500.000	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 25,000,000.000 (2,066,000,000)	カナダ・ドル 27,121,800.000 (2,241,345,552)	
特殊債券 合計			2,066,000,000 [2,066,000,000]	2,241,345,552 [2,241,345,552]	
社債券	カナダ・ドル	5.53% GE Capital Canada Co 20170817	カナダ・ドル 5,000,000.000	カナダ・ドル 5,636,900.000	
		5.15% GE Capital Canada Co 20130606	8,800,000.000	9,148,128.000	
		11% HYDRO QUEBEC 20200815	15,000,000.000	23,861,850.000	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 28,800,000.000 (2,380,032,000)	カナダ・ドル 38,646,878.000 (3,193,777,998)	
社債券 合計			2,380,032,000 [2,380,032,000]	3,193,777,998 [3,193,777,998]	
合計			87,003,425,056 [87,003,425,056]	108,296,149,720 [108,296,149,720]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
カナダ・ドル	国債証券	6銘柄	100%	100%
	地方債証券	18銘柄		
	特殊債券	2銘柄		
	社債券	3銘柄		

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,543,240,893	882,485,258
コール・ローン	500,231,388	736,200,715
国債証券	162,792,412,177	133,535,298,880
特殊債券	15,638,570,560	7,304,429,550
派生商品評価勘定	24,000	-
未収利息	4,140,978,963	2,605,230,971
前払費用	274,035,906	352,385,947
流動資産合計	185,889,493,887	145,416,031,321
資産合計	185,889,493,887	145,416,031,321
負債の部		
流動負債		
未払解約金	47,674,000	230,222,000
流動負債合計	47,674,000	230,222,000
負債合計	47,674,000	230,222,000
純資産の部		
元本等		
元本	165,179,632,983	118,148,048,339
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,662,186,904	27,037,760,982
元本等合計	185,841,819,887	145,185,809,321
純資産合計	185,841,819,887	145,185,809,321
負債純資産合計	185,889,493,887	145,416,031,321

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分		平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
1.	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	207,877,383,096円	165,179,632,983円
	同期中における追加設定元本額	2,613,427,525円	73,437,336円
	同期中における一部解約元本額	45,311,177,638円	47,105,021,980円
	同期末における元本の内訳		
	ファンド名		
	ダイワ世界債券ファンドM（FOfs用）（適格機関投資家専用）	1,319,111,564円	1,146,753,811円
	ダイワ世界債券ファンドV A（適格機関投資家専用）	112,965,852円	128,094,674円
	ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	24,272,474,178円	19,483,886,609円
	ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）	159,625,264円	133,252,771円
	ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	11,776,975円	11,335,109円
	ダイワ・ヨーロッパ債券ファンド（毎月分配型）	1,976,902,784円	1,590,424,422円
	ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）	137,326,776,366円	95,654,300,943円
	計	165,179,632,983円	118,148,048,339円
2.	本報告書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	165,179,632,983口	118,148,048,339口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成24年4月5日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	4,286,332,270	235,508,745
特殊債券	719,121,180	14,650,200
合計	5,005,453,450	220,858,545

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年7月6日から平成23年10月5日まで、及び平成24年1月6日から平成24年4月5日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成23年10月5日 現在				平成24年4月5日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	509,424,000	-	509,400,000	24,000	-	-	-	-

ユーロ	509,424,000	-	509,400,000	24,000	-	-	-	-
合計	509,424,000	-	509,400,000	24,000	-	-	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1251円 (11,251円)	1.2288円 (12,288円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	スウェーデン・クローナ	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	770,000,000.000	856,109,100.000	
		5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	430,000,000.000	536,812,000.000	
		3.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20170812	200,000,000.000	221,920,000.000	
		3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20220601	50,000,000.000	57,094,000.000	
	スウェーデン・クローナ 小計		スウェーデン・クローナ 1,450,000,000.000 (17,835,000,000)	スウェーデン・クローナ 1,671,935,100.000 (20,564,801,730)	
	チェコ・コルナ	6.95% Czech Republic Government Bond 20160126	750,000,000.000	883,140,000.000	
		4.6% Czech Republic Government Bond 20180818	150,000,000.000	165,688,500.000	
		2.75% Czech Republic Government Bond 20140331	50,000,000.000	51,098,000.000	
		3.85% Czech Republic Government Bond 20210929	200,000,000.000	206,116,000.000	
	チェコ・コルナ 小計		チェコ・コルナ	チェコ・コルナ	

		1,150,000,000.000 (5,060,000,000)	1,306,042,500.000 (5,746,587,000)	
デンマーク・クローネ		デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ	
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	120,000,000.000	184,201,200.000	
	4% DANISH GOVERNMENT BOND 20151115	1,270,000,000.000	1,426,197,300.000	
	4% DANISH GOVERNMENT BOND 20171115	330,000,000.000	383,875,800.000	
デンマーク・クローネ 小計		デンマーク・クローネ 1,720,000,000.000 (25,043,200,000)	デンマーク・クローネ 1,994,274,300.000 (29,036,633,808)	
ノルウェー・クローネ		ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	315,000,000.000	346,994,550.000	
	4.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20190522	50,000,000.000	57,373,000.000	
	3.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20210525	80,000,000.000	88,673,600.000	
ノルウェー・クローネ 小計		ノルウェー・クローネ 445,000,000.000 (6,367,950,000)	ノルウェー・クローネ 493,041,150.000 (7,055,418,856)	
ポーランド・ズロチ		ポーランド・ズロチ	ポーランド・ズロチ	
	6.25% POLAND GOVERNMENT BOND 20151024	405,000,000.000	423,597,600.000	
	5.25% POLAND GOVERNMENT BOND 20171025	150,000,000.000	151,813,500.000	
	5.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20140425	161,000,000.000	164,406,760.000	
ポーランド・ズロチ 小計		ポーランド・ズロチ 716,000,000.000 (18,687,600,000)	ポーランド・ズロチ 739,817,860.000 (19,309,246,146)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20150104	30,000,000.000	32,818,200.000	
	4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20160704	20,000,000.000	22,801,800.000	
	3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20200104	10,000,000.000	11,345,600.000	
	5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20161025	10,000,000.000	11,479,300.000	
	4.75% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20130201	65,000,000.000	66,508,650.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	42,000,000.000	49,753,200.000	
	3.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20160928	20,000,000.000	20,887,600.000	
	4% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20140328	10,000,000.000	10,539,900.000	
	4% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20190328	25,000,000.000	26,756,000.000	
	3.75% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20200928	20,000,000.000	20,944,200.000	
	4.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20210928	25,000,000.000	26,769,250.000	
	3.5% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20150715	75,000,000.000	80,862,000.000	
	3.5% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20210915	10,000,000.000	10,668,200.000	
	4.35% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20190315	10,000,000.000	11,305,400.000	

		3.2% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20170220	30,000,000.000	32,172,300.000	
		6.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20130131	32,000,000.000	33,296,000.000	
		4.1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20180730	10,000,000.000	9,602,200.000	
	ユーロ 小計		ユーロ 444,000,000.000 (48,085,200,000)	ユーロ 478,509,800.000 (51,822,611,340)	
	国債証券 合計			121,078,950,000 [121,078,950,000]	133,535,298,880 [133,535,298,880]
特殊債券	スウェーデン・ク ローナ	5% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20201201	100,000,000.000	110,975,000.000	
		スウェーデン・クローナ 小計		スウェーデン・クローナ 100,000,000.000 (1,230,000,000)	スウェーデン・クローナ 110,975,000.000 (1,364,992,500)
	ノルウェー・ク ローネ	3.25% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20140428	100,000,000.000	101,816,000.000	
		4.25% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20150204	100,000,000.000	103,958,000.000	
		3.99% NORDIC INVESTMENT BK. 20150515	100,000,000.000	105,296,000.000	
		4% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20170511	100,000,000.000	103,985,000.000	
	ノルウェー・クローネ 小計		ノルウェー・クローネ 400,000,000.000 (5,724,000,000)	ノルウェー・クローネ 415,055,000.000 (5,939,437,050)	
	特殊債券 合計			6,954,000,000 [6,954,000,000]	7,304,429,550 [7,304,429,550]
合計			128,032,950,000 [128,032,950,000]	140,839,728,430 [140,839,728,430]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、
内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
スウェーデン・クローナ	国債証券 4銘柄 特殊債券 1銘柄	100%	15.6%
チェコ・コルナ	国債証券 4銘柄	100%	4.1%
デンマーク・クローネ	国債証券 3銘柄	100%	20.6%
ノルウェー・クローネ	国債証券 3銘柄 特殊債券 4銘柄	100%	9.2%
ポーランド・ズロチ	国債証券 3銘柄	100%	13.7%
ユーロ	国債証券 17銘柄	100%	36.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「ダイワ・オセアニア債券マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	-	662,662,351
コール・ローン	367,937,283	614,955,138
国債証券	43,704,554,157	55,577,023,755
特殊債券	58,358,432,728	29,706,974,400
社債券	1,197,557,507	-
派生商品評価勘定	56,000	-
未収入金	816,047,372	924,630,268
未収利息	1,625,052,591	1,200,641,042
前払費用	113,506,429	376,659,693
流動資産合計	106,183,144,067	89,063,546,647
資産合計	106,183,144,067	89,063,546,647
負債の部		
流動負債		
前受金	187,943,301	-
未払金	-	425,771,562
未払解約金	-	136,468,000
流動負債合計	187,943,301	562,239,562
負債合計	187,943,301	562,239,562
純資産の部		
元本等		
元本	1 70,085,773,723	50,142,768,353
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,909,427,043	38,358,538,732
元本等合計	105,995,200,766	88,501,307,085
純資産合計	105,995,200,766	88,501,307,085
負債純資産合計	106,183,144,067	89,063,546,647

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	99,969,619,687円	70,085,773,723円
同期中における追加設定元本額	120,398,196円	5,392,952円
同期中における一部解約元本額	30,004,244,160円	19,948,398,322円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
ダイワ・グローバル債券ファンド （年2回決算型）	73,868,634円	61,569,136円
ダイワ・オセアニア債券ファンド （毎月分配型）	3,175,554,652円	2,688,430,005円
ダイワ・グローバル債券ファンド （毎月分配型）	66,836,350,437円	47,392,769,212円
計	70,085,773,723円	50,142,768,353円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	70,085,773,723口	50,142,768,353口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成24年4月5日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	1,892,193,771	752,182,798
特殊債券	1,528,735,452	175,478,146
社債券	1,652,740	-
合計	3,419,276,483	927,660,944

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年7月21日から平成23年10月5日まで、及び平成24年1月21日から平成24年4月5日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成23年10月5日 現在				平成24年4月5日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1 年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1 年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	378,536,000	-	378,480,000	56,000	-	-	-	-

オーストラリア・ドル	145,978,000	-	145,960,000	18,000	-	-	-	-
ニュージーランド・ドル	232,558,000	-	232,520,000	38,000	-	-	-	-
合計	378,536,000	-	378,480,000	56,000	-	-	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成23年10月5日現在	平成24年4月5日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5124円 (15,124円)	1.7650円 (17,650円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	30,000,000.000	30,936,900.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	5,000,000.000	5,547,400.000	
		5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	20,000,000.000	21,793,400.000	
		5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	1,000,000.000	1,134,530.000	
		4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20200415	1,000,000.000	1,041,700.000	
		4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20121115	66,000,000.000	66,384,780.000	
		5.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20230421	1,000,000.000	1,117,910.000	
	オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 124,000,000.000 (10,499,080,000)	オーストラリア・ドル 127,956,620.000 (10,834,087,015)	

	ニュージーランド・ドル	6.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20130415	ニュージーランド・ドル 163,000,000.000	ニュージーランド・ドル 169,332,550.000	
		6% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20150415	45,000,000.000	48,834,000.000	
		6% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20171215	110,000,000.000	123,211,000.000	
		6% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20210515	170,000,000.000	194,066,900.000	
		5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20190315	94,000,000.000	100,353,460.000	
		5.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20230415	27,000,000.000	29,821,500.000	
		ニュージーランド・ドル 小計		ニュージーランド・ドル 609,000,000.000 (40,936,980,000)	ニュージーランド・ドル 665,619,410.000 (44,742,936,740)
国債証券 合計			51,436,060,000 [51,436,060,000]	55,577,023,755 [55,577,023,755]	
特殊債券	オーストラリア・ドル	6% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20170328	オーストラリア・ドル 10,000,000.000	オーストラリア・ドル 10,507,900.000	
		8% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20170715	38,000,000.000	44,364,620.000	
		8% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20130615	1,000,000.000	1,046,400.000	
		6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20200501	45,000,000.000	48,717,900.000	
		5.5% TREASURY CORP VICTORIA 20181115	20,000,000.000	21,061,800.000	
		6% TREASURY CORP VICTORIA 20200615	5,000,000.000	5,416,300.000	
		5.5% TREASURY CORP VICTORIA 20241217	1,000,000.000	1,042,210.000	
		6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20170914	34,000,000.000	36,619,700.000	
		6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20210614	25,000,000.000	27,221,250.000	
		6% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20210226	30,000,000.000	32,208,900.000	
		5.25% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20220323	10,000,000.000	10,078,300.000	
	オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 219,000,000.000 (18,542,730,000)	オーストラリア・ドル 238,285,280.000 (20,175,614,658)	
	ニュージーランド・ドル	7.485% LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK 20171215	ニュージーランド・ドル 20,000,000.000	ニュージーランド・ドル 22,800,000.000	
		6.25% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20160622	30,000,000.000	32,730,600.000	
		6% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20171215	25,000,000.000	27,209,250.000	
		7.5% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20150415	53,000,000.000	59,053,660.000	
	ニュージーランド・ドル 小計		ニュージーランド・ドル 128,000,000.000 (8,604,160,000)	ニュージーランド・ドル 141,793,510.000 (9,531,359,742)	
特殊債券 合計			27,146,890,000 [27,146,890,000]	29,706,974,400 [29,706,974,400]	
合計			78,582,950,000 [78,582,950,000]	85,283,998,155 [85,283,998,155]	

- （注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券 7銘柄	100%	36.4%
	特殊債券 11銘柄		
ニュージーランド・ドル	国債証券 6銘柄	100%	63.6%
	特殊債券 4銘柄		

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成23年10月6日から平成24年4月5日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

【ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）】

ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 平成23年10月5日現在	第7期 平成24年4月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,769,803	8,896,107
親投資信託受益証券	521,382,665	488,748,153
未収入金	-	692,000
流動資産合計	530,152,468	498,336,260
資産合計	530,152,468	498,336,260
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	477,905	402,774
未払解約金	1,023,629	1,301,663
未払受託者報酬	130,886	133,798
未払委託者報酬	3,142,365	3,212,516
その他未払費用	19,543	19,991
流動負債合計	4,794,328	5,070,742
負債合計	4,794,328	5,070,742
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 477,905,319	₁ 402,774,599
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	47,452,821	90,490,919
（分配準備積立金）	44,322,912	44,951,173
元本等合計	525,358,140	493,265,518
純資産合計	525,358,140	493,265,518
負債純資産合計	530,152,468	498,336,260

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 平成23年4月6日 至 平成23年10月5日	第7期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
営業収益		
受取利息	1,146	2,169
有価証券売買等損益	48,124,382	58,053,488
営業収益合計	48,123,236	58,055,657
営業費用		
受託者報酬	130,886	133,798
委託者報酬	3,142,365	3,212,516
その他費用	19,543	19,991
営業費用合計	3,292,794	3,366,305
営業利益又は営業損失（ ）	51,416,030	54,689,352
経常利益又は経常損失（ ）	51,416,030	54,689,352
当期純利益又は当期純損失（ ）	51,416,030	54,689,352
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,992,418	5,826,241
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	84,581,678	47,452,821
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,126,539	6,596,918
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,126,539	6,596,918
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,353,879	12,019,157
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,353,879	12,019,157
分配金	₁ 477,905	₁ 402,774
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	47,452,821	90,490,919

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第6期 平成23年10月5日現在	第7期 平成24年4月5日現在
1. 1 期首元本額	397,780,252円	477,905,319円
期中追加設定元本額	167,696,824円	44,016,951円
期中一部解約元本額	87,571,757円	119,147,671円
2. 計算期間末日における受益権の総数	477,905,319口	402,774,599口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第6期 自 平成23年4月6日 至 平成23年10月5日	第7期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,030,118円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（81,192,436円）及び分配準備積立金（34,770,699円）より分配対象額は125,993,253円（1万口当たり2,636.36円）であり、うち477,905円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,501,133円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（72,002,504円）及び分配準備積立金（33,852,814円）より分配対象額は117,356,451円（1万口当たり2,913.70円）であり、うち402,774円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 平成24年4月5日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第6期 平成23年10月5日現在	第7期 平成24年4月5日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	46,627,208	51,933,330
合計	46,627,208	51,933,330

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 平成23年10月5日現在	第7期 平成24年4月5日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 平成23年10月6日 至 平成24年4月5日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第6期 平成23年10月5日現在	第7期 平成24年4月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0993円 (10,993円)	1.2247円 (12,247円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	62,178,811	65,082,561	
	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	25,650,233	54,547,785	
	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	65,440,031	96,707,277	
	ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	133,252,771	163,741,005	
	ダイワ・オセアニア債券マザーファンド	61,569,136	108,669,525	
親投資信託受益証券 合計		348,090,982	488,748,153	
合計		348,090,982	488,748,153	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・オセアニア債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・オセアニア債券マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

【純資産額計算書】

平成24年4月27日

資産総額	365,101,579,727円
負債総額	818,121,432円
純資産総額（ - ）	364,283,458,295円
発行済数量	555,964,753,563口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6552円

(参考) ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

純資産額計算書

平成24年4月27日

資産総額	68,546,786,068円
負債総額	85,144,000円
純資産総額（ - ）	68,461,642,068円
発行済数量	65,698,951,948口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0421円

(参考) ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

純資産額計算書

平成24年4月27日

資産総額	74,159,711,373円
負債総額	2,553,980,437円
純資産総額（ - ）	71,605,730,936円
発行済数量	33,445,805,272口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.1409円

(参考) ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

純資産額計算書

平成24年4月27日

資産総額	115,516,056,110円
負債総額	119,265,230円
純資産総額（ - ）	115,396,790,880円
発行済数量	78,287,231,584口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.4740円

(参考) ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

純資産額計算書

平成24年4月27日

資産総額	142,109,742,932円
負債総額	198,399,000円
純資産総額（ - ）	141,911,343,932円
発行済数量	116,519,601,221口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2179円

(参考) ダイワ・オセアニア債券マザーファンド

純資産額計算書

平成24年4月27日

資産総額	90,034,559,344円
負債総額	2,663,789,703円
純資産総額（ - ）	87,370,769,641円
発行済数量	49,475,699,364口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.7659円

ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）

純資産額計算書

平成24年4月27日

資産総額	480,751,232円
負債総額	1,397,145円
純資産総額（ - ）	479,354,087円
発行済数量	392,976,218口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2198円

(参考) ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

(参考) ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

（参考）ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

（参考）ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

（参考）ダイワ・オセアニア債券マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成24年4月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成24年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	3	9,036
追加型株式投資信託	404	7,068,344
株式投資信託 合計	407	7,077,379
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,459,553
公社債投資信託 合計	17	2,459,553
総合計	424	9,536,932

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第53期事業年度に係る中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,783,803	1,820,358
有価証券	26,970,072	18,987,155
前払金	136	579
前払費用	77,248	24,840
未収入金	3,858	6,925
未収委託者報酬	7,030,430	6,933,076
未収収益	90,787	41,963
貯蔵品	30,324	23,337
繰延税金資産	566,334	286,080
その他	256,955	501,484
流動資産計	39,809,953	28,625,803
固定資産		
有形固定資産	1 1,186,818	1 967,190
建物（純額）	318,162	332,407

器具備品（純額）	757,333	634,782
建設仮勘定	111,322	-
無形固定資産	1,751,209	2,414,530
ソフトウェア	1,558,342	1,364,617
ソフトウェア仮勘定	179,630	1,037,069
電話加入権	11,850	11,850
商標権	660	396
その他	725	596
投資その他の資産	10,657,920	18,825,476
投資有価証券	10,018,677	12,339,547
関係会社株式	737,012	5,141,069
出資金	178,806	142,215
従業員に対する長期貸付金	104,419	99,889
差入保証金	617,615	609,781
長期前払費用	8,402	7,607
投資不動産（純額）	1 489,861	1 490,114
貸倒引当金	3 1,496,873	4,750
固定資産計	13,595,948	22,207,196
資産合計	53,405,901	50,833,000

（単位：千円）

	前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	46,289	46,454
未払金	7,304,929	6,501,119
未払収益分配金	31,110	27,599
未払償還金	261,645	119,838
未払手数料	3,847,895	3,725,807
その他未払金	2 3,164,277	2 2,627,872
未払費用	2,212,051	2,395,029
未払法人税等	692,446	895,379
未払消費税等	104,897	383,973
賞与引当金	838,400	263,000
その他	168,621	-
流動負債計	11,367,635	10,484,955
固定負債		
退職給付引当金	1,179,482	1,410,635
役員退職慰労引当金	39,300	59,160
繰延税金負債	1,963,856	1,977,913
固定負債計	3,182,638	3,447,708
負債合計	14,550,274	13,932,663
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		

資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	-
繰越利益剰余金	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計	12,259,401	10,248,473
株主資本合計	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,061	104,040
繰延ヘッジ損益	55,712	85,902
評価・換算差額等合計	73,774	18,137
純資産合計	38,855,627	36,900,336
負債・純資産合計	53,405,901	50,833,000

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,362,142	72,303,483
その他営業収益	432,889	345,390
営業収益計	63,795,032	72,648,873
営業費用		
支払手数料	37,293,022	41,437,322
広告宣伝費	917,652	967,991
公告費	257	1,256
受益証券発行費	131	3
調査費	4,336,342	6,192,360
調査費	771,298	831,159
委託調査費	3,565,043	5,361,200
委託計算費	601,778	718,414
営業雑経費	1,793,369	1,806,147
通信費	284,273	287,454
印刷費	837,408	674,758
協会費	45,168	47,465
諸会費	11,118	10,778
その他営業雑経費	615,400	785,691
営業費用計	44,942,552	51,123,496
一般管理費		
給料	4,847,709	4,192,794
役員報酬	217,200	157,200
給料・手当	3,478,553	3,545,655
賞与	313,555	226,939
賞与引当金繰入額	838,400	263,000
福利厚生費	680,311	619,459
交際費	80,019	68,476
寄付金	-	638
旅費交通費	178,718	266,082
租税公課	166,974	169,305
不動産賃借料	731,728	680,147
退職給付費用	303,972	334,864
役員退職慰労引当金繰入額	37,500	28,500
固定資産減価償却費	941,172	897,352
諸経費	990,534	1,170,318
一般管理費計	8,958,640	8,427,939
営業利益	9,893,838	13,097,437

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
営業外収益				
受取配当金		61,884	1	573,514
有価証券利息		87,447		23,029
受取利息		3,425		2,673
時効成立分配金・償還金		40,507		149,120
投資有価証券売却益		213,196		38,591
有価証券償還益		33,090		-
その他		82,595		45,094
営業外収益計		522,147		832,022
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		101,945		98,613
貯蔵品廃棄損		44,214		25,533
投資有価証券売却損		263,840		7,515
為替差損		7,870		-
投資不動産管理費用		-		20,028
その他		68,406		36,603
営業外費用計		486,276		188,294
経常利益		9,929,709		13,741,165
特別利益				
貸倒引当金戻入額		159,959		614,232
特別利益計		159,959		614,232
特別損失				
固定資産除却損	2	16,233	2	1,067
ゴルフ会員権評価損		-		21,290
減損損失	3	76,450	3	35,468
その他		-		768
特別損失計		92,683		58,595
税引前当期純利益		9,996,985		14,296,802
法人税、住民税及び事業税		4,592,433		4,834,931
法人税等調整額		516,225		256,140
法人税等合計		4,076,208		5,091,072
当期純利益		5,920,777		9,205,730

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	2,800,000
当期変動額合計	-	2,800,000
当期末残高	2,800,000	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,659,553	9,085,103
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	2,800,000
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	789,072
当期末残高	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計		
前期末残高	12,833,851	12,259,401
当期変動額		
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657

当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	2,010,927
当期末残高	12,259,401	10,248,473

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
株主資本合計		
前期末残高	39,503,851	38,929,401
当期変動額		
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	2,010,927
当期末残高	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	618,549	18,061
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	600,487	85,978
当期変動額合計	600,487	85,978
当期末残高	18,061	104,040
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	-	55,712
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55,712	141,615
当期変動額合計	55,712	141,615
当期末残高	55,712	85,902
評価・換算差額等合計		
前期末残高	618,549	73,774
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	544,775	55,636
当期変動額合計	544,775	55,636
当期末残高	73,774	18,137
純資産合計		
前期末残高	38,885,301	38,855,627
当期変動額		
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	544,775	55,636
当期変動額合計	29,674	1,955,290
当期末残高	38,855,627	36,900,336

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法により 計上しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(1) 子会社及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しておりま す。	同左
3. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 （リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通 りであります。 建物 6 ～ 47年 器具備品 3 ～ 20年 (2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可 能期間（5 年）に基づいておりま す。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産及び投資不動産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績 率法により、貸倒懸念債権及び破 産更生債権等については財務内容 評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率法 により、貸倒懸念債権及び破産更 生債権等については財務内容評価 法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備 えるため、支給見込額を計上して おります。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左
5 . ヘッジ会計の方法	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
6 . リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—————
7 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
---	---

	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。
--	--

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
	（損益計算書） 1. 「有価証券償還益」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外収益に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の、営業外収益の「その他」に含まれている「有価証券償還益」の金額は、3,185千円であります。 2. 「投資不動産管理費用」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、営業外費用の「投資不動産管理費用」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれている「投資不動産管理費用」の金額は、17,078千円であります。 3. 「為替差損」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の、営業外費用の「その他」に含まれている「為替差損」の金額は、8,906千円であります。

追加情報

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
（投資有価証券売却損益の計上区分の変更） 従来、投資有価証券売却損益は、特別利益又は特別損失の区分において処理しておりましたが、投資有価証券の保有方針等を勘案し、今後、経常的に発生すると見込まれるものについては、実態をより適切に表示するため、当事業年度より営業外収益又は営業外費用の区分において処理しております。 この結果、従来の方と同一の方法によった場合と比べ、経常利益は50,644千円少なく計上されておりますが、税引前当期純利益に与える影響はありません。	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 815,365千円 器具備品 1,938,369千円 投資建物 688,305千円 投資器具備品 27,339千円 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 3,002,391千円 3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務598,500千円に対して保証を行っております。	1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 854,118千円 器具備品 2,129,756千円 投資建物 700,991千円 投資器具備品 28,141千円 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 2,591,913千円 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,439千円 ソフトウェア 14,793千円	1 関係会社項目 関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 受取配当金 460,584千円 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,067千円

3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,450千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物7,750千円及び土地68,700千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3月31日	平成21年 6月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 11,216百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,300円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月28日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 9,182百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 3,520円
 基準日 平成23年3月31日
 効力発生日 平成23年6月27日

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
（借主側） リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。	
(2)未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。	
(3)支払リース料及び減価償却費相当額	

支払リース料	985千円
減価償却費相当額	985千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式、債券であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。債券は外貨建資産担保債券を保有しており、発行体の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建資産担保債券について為替予約を利用してヘッジしております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保

有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,783,803	4,783,803	-
(2) 未収委託者報酬	7,030,430	7,030,430	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	34,012,542	34,012,542	-
資産計	45,826,776	45,826,776	-
(1) 未払手数料	3,847,895	3,847,895	-
(2) その他未払金	3,164,277	3,164,277	-
(3) 未払費用（*1）	1,696,832	1,696,832	-
負債計	8,709,004	8,709,004	-
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7,985)	(7,985)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(159,516)	(159,516)	-
デリバティブ取引計	(167,501)	(167,501)	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

＜注１＞金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、及び (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注 2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
外貨建資産担保債券 (*1)	311,905
非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	737,012
(3) 長期差入保証金	617,615

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(*1) 外貨建資産担保債券に対する貸倒引当金を控除しております。

<注 3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	4,783,803	-	-	-
未収委託者報酬	7,030,430	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの	-	746,330	1,547,596	-
合計	11,814,233	746,330	1,547,596	-

外貨建資産担保債券311,905千円は清算事象が生じており、償還予定額を見込めないため上記表には含めておりません。

（追加情報）

当事業年度より、平成20年3月31日公表の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、ヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	-
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	30,154,565	30,154,565	-
資産計	38,908,001	38,908,001	-
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	-
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	-
(3) 未払費用（*1）	1,951,710	1,951,710	-
負債計	8,305,391	8,305,391	-
デリバティブ取引（*2）	183,430	183,430	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

＜注１＞金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金・預金、及び（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069
(3) 長期差入保証金	609,781

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 737,012千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1)株式	76,077	55,101	20,975
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	4,728,727	4,379,317	349,410
小計	4,804,805	4,434,419	370,385
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	29,207,737	29,608,576	400,839
小計	29,207,737	29,608,576	400,839
合計	34,012,542	34,042,996	30,453

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）、外貨建資産担保債券（貸借対照表計上額（貸倒引当金控除前）1,804,069千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他			
証券投資信託の受益証券	13,871,201	213,196	263,840
合計	13,871,201	213,196	263,840

当事業年度（平成23年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1)株式	54,283	55,101	818
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	612,906
小計	25,332,266	25,945,990	613,724

合計	30,154,565	30,329,983	175,417
----	------------	------------	---------

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	280,388	-	7,985	7,985
合計		280,388	-	7,985	7,985

（注）時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,303,784	-	159,516	東京証券取引所から公表された価格によっている。
合計			2,303,784	-	159,516	

当事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

(単位：千円)

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	-	183,430	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			2,435,030	-	183,430	

(退職給付関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,179,482千円 退職給付引当金 1,179,482千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 175,249千円 その他 128,723千円 退職給付費用 303,972千円 なお、「その他」の128,723千円は、確定拠出年金への掛金支払額であります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,410,635千円 退職給付引当金 1,410,635千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 191,300千円 その他 143,564千円 退職給付費用 334,864千円 なお、「その他」の143,564千円は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 915,392 貸倒引当金 609,077 退職給付引当金 479,931 賞与引当金 302,163 株式譲渡損繰延 287,965 投資有価証券評価損 225,062 外貨建有価証券換算差額 176,654 未払事業税 163,956 出資金評価損 126,163 その他有価証券評価差額金 65,652 未払社会保険料 44,836	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 928,499 退職給付引当金 573,987 連結法人間取引（譲渡損） 294,850 投資有価証券評価損 216,468 未払事業税 212,062 出資金評価損 128,238 その他有価証券評価差額金 125,395 賞与引当金 107,014 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 24,072 未払社会保険料 11,722

繰延ヘッジ損益	38,221	その他	28,763
器具備品	38,093	繰延税金資産小計	2,689,169
役員退職慰労引当金	15,991	評価性引当額	1,547,609
その他	27,316	繰延税金資産合計	1,141,560
繰延税金資産小計	3,516,480	繰延税金負債	
評価性引当額	2,139,543	連結法人間取引（譲渡益）	2,772,301
繰延税金資産合計	1,376,937	繰延ヘッジ損益	58,934
繰延税金負債		その他	2,156
株式譲渡益繰延	2,772,301	繰延税金負債合計	2,833,392
その他	2,156	繰延税金負債の純額	1,691,832
繰延税金負債合計	2,774,458		
繰延税金負債の純額	1,397,521		
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率（調整）	40.69%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.25
		住民税均等割	0.02
		評価性引当額	4.14
		その他	0.07
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	598,500	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	22,043,473	未払手数料	2,870,857
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケットツ㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	676,687	未払手数料	64,597
							為替予約	3,946,508	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、証券投資信託の代行手数料の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として、代行手数料を支払っております。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

3. 大和証券エスエムピーシー㈱は、平成22年1月1日付で、大和証券キャピタル・マーケットツ㈱に商号変更しております。

2. 親会社に関する注記

㈱大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	-	-
子会社	Daiwa Asset Management (India)Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有) 直接 91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券 キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	-	-
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月 27 日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21 日）を適用しております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
1株当たり純資産額 14,895.63円 1株当たり当期純利益 2,269.77円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
当期純利益（千円）	5,920,777	9,205,730
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

（追加情報）

前事業年度（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

当社及び株式会社大和証券グループ本社（以下、総称して「大和証券グループ」）は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited（以下、「SAMI」）及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited（以下、「STC」）の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited（以下、「DAMI」）及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited（以下、「DTC」）として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年 1 月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

（単位：千円）

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額（注） 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

（注）取得付随費用を算入した後の金額になります。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成23年 9 月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		5,608,473
有価証券		9,013,133
未収委託者報酬		6,773,690
貯蔵品		12,758
繰延税金資産		197,087
その他		472,852
流動資産計		22,077,996
固定資産		
有形固定資産	1	870,049
無形固定資産		
ソフトウェア		2,237,473
その他		321,718
無形固定資産合計		2,559,192
投資その他の資産		
投資有価証券		17,664,932
その他	1	1,296,211
貸倒引当金		4,750
投資その他の資産合計		18,956,394
固定資産計		22,385,635
資産合計		44,463,632

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成23年 9 月30日)		
負債の部		
流動負債		
未払金		5,629,444
未払費用		2,988,680
未払法人税等		981,739
賞与引当金		277,000
その他	3	306,598
流動負債計		10,183,463
固定負債		
繰延税金負債		1,436,117
退職給付引当金		1,566,148
役員退職慰労引当金		66,370
固定負債計		3,068,636
負債合計		13,252,099

純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,745,092
利益剰余金合計	5,119,390
株主資本合計	31,789,390
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	817,480
繰延ヘッジ損益	239,622
評価・換算差額等合計	577,857
純資産合計	31,211,532
負債・純資産合計	44,463,632

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	37,977,881
その他営業収益	178,035
営業収益計	38,155,917
営業費用	
支払手数料	21,394,608
その他営業費用	5,556,258
営業費用計	26,950,866
一般管理費	1 4,367,716
営業利益	6,837,334
営業外収益	2 165,615
営業外費用	1 , 3 123,075
経常利益	6,879,874
特別損失	4,756
税引前中間純利益	6,875,117
法人税、住民税及び事業税	2,890,995
法人税等調整額	68,802
中間純利益	4,052,924

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）	
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	9,874,176
当中間期変動額	
剰余金の配当	9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	5,129,083
当中間期末残高	4,745,092

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）	
利益剰余金合計	
当期首残高	10,248,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	5,129,083
当中間期末残高	5,119,390

株主資本合計	
当期首残高	36,918,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	5,129,083
当中間期末残高	31,789,390
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	104,040
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	713,440
当中間期変動額合計	713,440
当中間期末残高	817,480
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	85,902
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	153,719
当中間期変動額合計	153,719
当中間期末残高	239,622
評価・換算差額等合計	
当期首残高	18,137
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	559,720
当中間期変動額合計	559,720
当中間期末残高	577,857
純資産合計	
当期首残高	36,900,336
当中間期変動額	
剰余金の配当	9,182,008
中間純利益	4,052,924
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	559,720
当中間期変動額合計	5,688,804
当中間期末残高	31,211,532

重要な会計方針

	当中間会計期間 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）
--	--

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法により計上しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	建物	6～47年	器具備品	3～20年
建物	6～47年				
器具備品	3～20年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				

4．ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。
5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

追加情報

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4 日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年 9月30日)	
1. 減価償却累計額	
有形固定資産	3,036,275千円
投資その他の資産	727,880千円
2. 債務保証	
子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,240,890千円に対して保証を行っております。	
3. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1．減価償却実施額

有形固定資産	131,539千円
無形固定資産	363,595千円
投資その他の資産	7,309千円
2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	46,562千円
投資有価証券売却益	44,885千円
時効成立分配金・償還金	33,386千円
法人税還付加算金	20,450千円
3. 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	67,771千円
為替差損	13,127千円
貯蔵品廃棄損	13,042千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられてい

るためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払金は主に投資信託の販売に係る手数料及び連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「４．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建投資有価証券の一部について為替予約を利用してヘッジしております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注２＞参照のこと）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
--	----------------	----	----

(1) 現金・預金	5,608,473	5,608,473	-
(2) 未収委託者報酬	6,773,690	6,773,690	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	20,364,859	20,364,859	-
資産計	32,747,023	32,747,023	-
(1) 未払金	5,629,444	5,629,444	-
(2) 未払費用 (* 1)	2,636,853	2,636,853	-
負債計	8,266,298	8,266,298	-
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,773)	(1,773)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(30,798)	(30,798)	-
デリバティブ取引計	(32,572)	(32,572)	-

(* 1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

<注 1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、及び (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金、及び (2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注 2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,172,137
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	540,246

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握する

ことが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,608,473	-	-	-
未収委託者報酬	6,773,690	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	1,496,072	6,195,633	-
合計	12,382,163	1,496,072	6,195,633	-

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,556,521	3,405,918	150,602
小計	3,556,521	3,405,918	150,602
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (1)株式 (2)その他 証券投資信託の受益証券	42,785 16,765,553	55,101 18,282,157	12,316 1,516,604
小計	16,808,338	18,337,259	1,528,920
合計	20,364,859	21,743,177	1,378,317

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、

次のとおりであります。

通貨関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	971,384	-	1,773	1,773
合計		971,384	-	1,773	1,773

（注）時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	1,946,277	-	30,798	東京証券取引所から公表された価格によっている。
合計			1,946,277	-	30,798	

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

当中間会計期間 （ 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日 ）	
1 株当たり純資産額	11,965.20円
1 株当たり中間純利益金額	1,553.72円
（注） 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 2 . 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益(千円)	4,052,924
普通株式に係る中間純利益(千円)	4,052,924
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成24年4月 1日現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	(注)

(注) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成23年10月17日	臨時報告書
平成23年12月16日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（ ）・同添付書類（ ）ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）第16特定期間、ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）第6期
平成24年1月16日	臨時報告書
平成24年3月30日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）の平成23年10月6日から平成24年4月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）の平成24年4月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）の平成23年10月6日から平成24年4月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）の平成24年4月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月 2 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 津 広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。